

平成 21 年

第 4 回 十島村議会定例会会議録

開会 平成 21 年 11 月 30 日（月）

閉会 平成 21 年 12 月 02 日（水）

十 島 村 議 会

平成21年第4回（12月） 十島村議会定例会

第1号（11月30日）（月）

1.	開 会		1
2.	日 程 報 告		1
3.	日 程 第 1	会議録署名議員の指名	1
4.	日 程 第 2	会期の決定	1
5.	日 程 第 3	会期日程の決定	2
6.	日 程 第 4	諸般の報告	2
7.	日 程 第 5	行政報告	2
8.	日 程 第 6	議案 第 77 号 十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条 例の制定について	5
9.	日 程 第 7	報告 第 15 号 専決処分の承認を求めることについて(十島村地域イ ントラネット基盤施設整備工事の建設工事請負契約の 締結)	7
10.	日 程 報 告		11
11.	散 会		11

第2号（12月1日）（火）

1.	開 会		12
2.	日 程 報 告		12
3.	日 程 第 1	議案 第 65 号鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団 体の数の減少及び同協議会規約の一部変更に関する ことについて	 12
4.	日 程 第 2	議案 第 66 号鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団 体の数の増加及び同協議会規約の一部変更に関する ことについて	 12
5.	日 程 第 3	議案 第 67 号鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公 共団体の数の減少について	 13
6.	日 程 第 4	議案 第 68 号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体 の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変 更について	 14
7.	日 程 第 5	議案 第 74 号中之島地区コミュニティセンター建設工事の変更契約 の締結について	 15
8.	追 加 日 程 第 1	議案 第 74 号の撤回について	 20
9.	日 程 第 6	議案 第 75 号東之浜港改修工事請負契約の変更契約の締結について	 21
10.	日 程 第 7	議案 第 76 号小宝島港改修工事請負契約の変更契約の締結について	 22
11.	日 程 第 8	議案 第 69 号権利の放棄について（特定離島：貸付牛）	 24
12.	日 程 第 9	議案 第 70 号権利の放棄について（特定離島：貸付牛）	 27
13.	日 程 第 10	議案 第 71 号権利の放棄について（特別導入型基金）	 29
14.	日 程 第 11	議案 第 72 号権利の放棄について（特別導入型基金）	 30
15.	日 程 第 12	議案 第 73 号権利の放棄について（特別導入型基金）	 31
16.	日 程 報 告		33
17.	散 会		33

第3号（12月2日）（水）

1.	開 会		34
2.	日程報告		34
3.	日程第1	議案 第89号中之島地区コミュニティセンター建設工事の変更契約の締結について	34
4.	日程第2	議案 第78号十島村育英奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について	35
5.	日程第3	議案 第79号十島村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	36
6.	日程第4	議案 第80号十島村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	37
7.	日程第5	議案 第82号十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	39
8.	日程第6	議案 第83号予算補正について（平成21年度十島村一般会計 補正予算第3号）	44
9.	日程第7	議案 第84号予算補正について（平成21年度十島村国民健康保険特別会計 補正予算第2号）	53
10.	日程第8	議案 第85号予算補正について（平成21年度十島村船舶交通特別会計 補正予算第4号）	54
11.	日程第9	議案 第86号予算補正について（平成21年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定） 補正予算第2号）	57
12.	日程第10	議案 第87号予算補正について（平成21年度十島村簡易水道特別会計 補正予算第4号）	60
13.	日程第11	議案 第88号平成21年度「フェリーとしま」定期検査工事及び一般工事請負契約の締結について	61
14.	日程第12	閉会中の議会運営委員会の継続調査の件	65
15.	閉 会		66

平成21年第4回（12月）十島村議会定例会

会期日程

月	日	曜日	船	日 程	備 考
11	29	日	入		
11	30	月	出	本会議	09:00～ 議会運営委員会 <全員協議会> <議会広報調査特別委員会>
12	1	火		本会議	<全員協議会>
12	2	水	入	本会議	
12	3	木			【共生・協働の地域づくり研修会】
12	4	金	出		
12	5	土			
12	6	日	入		

平成21年第4回（12月）十島村議会定例会 提出案件一覧表

月日	曜	件 名	日程
11月30日	月	<議会運営委員会> 第1 会議録署名議員の指名 第2 会期の決定 第3 会期日程の決定 第4 諸般の報告 第5 行政報告 第6 議案 第77号 条例改正：十島村職員の給与に関する条例等の一部改正（人勧実施：給与改定） 第7 報告 第15号 専決処分：十島村地域イントラネット基盤施設整備工事請負契約の締結 <全員協議会> 十島村簡易水道料金改定の件 <議会広報調査特別委員会> 議会中継システムの件	1
12月1日	火	第1 議案 第65号 鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び規約変更 第2 議案 第66号 鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び規約変更 第3 議案 第67号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少 第4 議案 第68号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約変更 第5 議案 第74号 契約変更：中之島地区コミュニティセンター建設工事の変更契約締結 追加 第1 議案第74号の撤回 第6 議案 第75号 契約変更：東之浜港改修工事の工事請負変更契約締結 第7 議案 第76号 契約変更：小宝島港改修工事の工事請負変更契約締結 第8 議案 第69号 権利の放棄（特定離島：貸付牛） 第9 議案 第70号 権利の放棄（特定離島：貸付牛） 第10 議案 第71号 権利の放棄（特別導入型基金） 第11 議案 第72号 権利の放棄（特別導入型基金） 第12 議案 第73号 権利の放棄（特別導入型基金） <u>日高通議長：除斥</u> <全員協議会> ①出張所業務と定期船運航委託業務の分離の件 ②十島村簡易水道料金改定の件	2
12月2日	水	第1 議案 第89号 契約変更：中之島地区コミュニティセンター建設工事の変更契約締結 第2 議案 第78号 条例改正：十島村育英奨学基金条例の一部改正 第3 議案 第79号 条例改正：十島村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正 第4 議案 第80号 条例改正：十島村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正 第5 議案 第82号 条例改正：十島村手数料徴収条例の一部改正 第6 議案 第83号 予算補正（21年度一般会計 補正第3号） + 54,637 → 3,883,028 千円 第7 議案 第84号 予算補正（21年度国保特会 補正第2号） + 19,528 → 110,192 千円 第8 議案 第85号 予算補正（21年度船舶特会 補正第4号） + 32,809 → 881,895 千円 第9 議案 第86号 予算補正（21年度介護特会 補正第2号） + 7,632 → 95,565 千円 第10 議案 第87号 予算補正（21年度簡水特会 補正第4号） + 1,569 → 55,473 千円 第11 議案 第88号 契 約：「フェリーとしま」定期検査工事及び一般工事請負契約の締結 第12 議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件	3

12月3日	木	【共生・協働の地域づくり研修会】	
12月4日	金		

(議決結果)

平成21年第4回(12月)十島村議会定例会

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果	議決番号
議案 第77号	十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	21. 11. 30	原案可決	議決 第65号
報告 第15号	専決処分の承認を求めることについて(十島村地域イントラネット基盤施設整備工事の建設工事請負契約の締結)	21. 11. 30	承認	承認 第11号
議案 第65号	鹿児島県広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び同協議会規約の一部変更に関することについて	21. 12. 01	原案可決	議決 第66号
議案 第66号	鹿児島県広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び同協議会規約の一部変更に関することについて	21. 12. 01	原案可決	議決 第67号
議案 第67号	鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	21. 12. 01	原案可決	議決 第68号
議案 第68号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について	21. 12. 01	原案可決	議決 第69号
議案 第74号	中之島地区コミュニティセンター建設工事の変更契約の締結について	21. 12. 01	撤回	
	議案第74号の撤回について	21. 12. 01	許可	
議案 第75号	東之浜港改修工事請負契約の変更契約の締結について	21. 12. 01	原案可決	議決 第70号
議案 第76号	小宝島港改修工事請負契約の変更契約の締結について	21. 12. 01	原案可決	議決 第71号
議案 第69号	権利の放棄について(特定離島:貸付牛)	21. 12. 01	原案可決	議決 第72号
議案 第70号	権利の放棄について(特定離島:貸付牛)	21. 12. 01	原案可決	議決 第73号
議案 第71号	権利の放棄について(特別導入型基金)	21. 12. 01	原案可決	議決 第74号
議案 第72号	権利の放棄について(特別導入型基金)	21. 12. 01	原案可決	議決 第75号
議案 第73号	権利の放棄について(特別導入型基金)	21. 12. 01	原案可決	議決 第76号
議案 第89号	中之島地区コミュニティセンター建設工事の変更契約の締結について	21. 12. 02	原案可決	議決 第77号
議案 第78号	十島村育英奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について	21. 12. 02	原案可決	議決 第78号
議案 第79号	十島村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21. 12. 02	原案可決	議決 第79号
議案 第80号	十島村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21. 12. 02	原案可決	議決 第80号
議案 第82号	十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	21. 12. 02	原案可決	議決 第81号

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果	議決番号
議案 第83号	予算補正について (平成21年度十島村一般会計 補正予算第3号)	21. 12. 02	原案可決	議決 第82号
議案 第84号	予算補正について (平成21年度十島村国民健康保険特別会計 補正予算第2号)	21. 12. 02	原案可決	議決 第83号
議案 第85号	予算補正について (平成21年度十島村船舶交通特別会計 補正予算第4号)	21. 12. 02	原案可決	議決 第84号
議案 第86号	予算補正について (平成21年度十島村介護保険特別会計 (介護保険事業勘定) 補正予算第2号)	21. 12. 02	原案可決	議決 第85号
議案 第87号	予算補正について (平成21年度十島村簡易水道特別会計 補正予算第4号)	21. 12. 02	原案可決	議決 第86号
議案 第88号	平成21年度「フェリーとしま」定期検査工事及び一般工事請負契約の締結について	21. 12. 02	原案可決	議決 第87号
	閉会中の議会運営委員会の継続調査の件	21. 12. 02	決定	

平成21年11月30日(月)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

6 番	用	澤	満	男	君
-----	---	---	---	---	---

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君		
副	村	長	福	満	征	一郎	君	
教	育	長	齊	脇		司	君	
総	務	課	長	肥	後	政	司	君
住	民	課	長	前	田		貢	君
経	済	課	長	松	下	賢	次	君
教育委員会教育総務課長			久	保	源	一	郎	君
会計管理者			安	藤	浩	樹		君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	日	高	尚	子	君
---------	---	---	---	---	---

平成21年12月1日(火)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

6 番 用 澤 満 男 君

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君		
副	村	長	福	満	征	一郎	君	
教	育	長	齊	脇		司	君	
総	務	課	長	肥	後	政	司	君
住	民	課	長	前	田		貢	君
経	済	課	長	松	下	賢	次	君
教育委員会教育総務課長			久	保	源	一	郎	君
会 計 管 理 者			安	藤	浩	樹		君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 日 高 尚 子 君

平成21年12月2日(水)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

6 番	用	澤	満	男	君
-----	---	---	---	---	---

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君
副 村	長	福	満	征	一	郎 君
教 育	長	齊	脇		司	君
総 務 課	長	肥	後	政	司	君
住 民 課	長	前	田		貢	君
経 済 課	長	松	下	賢	次	君
教育委員会教育総務課長		久	保	源	一	郎 君
会 計 管 理 者		安	藤	浩	樹	君
経済課航路対策室長		沖	中	猛	則	君

(日程第11、議案第88号のみ)

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	日	高	尚	子	君
---------	---	---	---	---	---

平成21年第4回（12月）十島村議会定例会 議事日程（第1号）

平成21年11月30日（月） 午前 午後 1 時 00 分開議

[illegible]

平成21年第4回（12月）十島村議会定例会 議事日程（第2号）

平成21年12月1日（火） 午前 午後 10 時 00 分開議

	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
第 1	議案 第65号	鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び同協議会規約の一部変更に関するについて		
第 2	議案 第66号	鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び同協議会規約の一部変更に関するについて		
第 3	議案 第67号	鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について		
第 4	議案 第68号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について		
第 5	議案 第74号	中之島地区コミュニティセンター建設工事の変更契約の締結について		
追加 日程 第1		議案第74号の撤回について		
第 6	議案 第75号	東之浜港改修工事請負契約の変更契約の締結について		
第 7	議案 第76号	小宝島港改修工事請負契約の変更契約の締結について		
第 8	議案 第69号	権利の放棄について（特定離島：貸付牛）		
第 9	議案 第70号	権利の放棄について（特定離島：貸付牛）		
第 10	議案 第71号	権利の放棄について（特別導入型基金）		
第 11	議案 第72号	権利の放棄について（特別導入型基金）		
第 12	議案 第73号	権利の放棄について（特別導入型基金）		
		<全員協議会>		
		①出張所業務と定期船運航委託業務の分離の件		
		②十島村簡易水道料金改定の件		

平成21年第4回（12月）十島村議会定例会 議事日程（第3号）

平成21年12月2日（水） 午前・午後 10 時 00 分開議

[illegible]

平成21年第4回（12月）十島村議会定例会

11月30日（月）

△開会宣言

○議長（日高通君）

ただいまから、平成21年第4回（12月）十島村議会定例会を開会いたします。

△開議宣告

○議長（日高通君）

これから、本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配布いたしております議事日程のとおりであります。

△欠席届

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君から、台風接近により定期船が接岸できず交通手段がなかったため本会議を欠席する旨届がありましたのでお知らせをいたしておきます。

△会議録署名議員の指名

○議長（日高通君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番 有川和則君及び1番 日高助廣君を指名します。

△会期の決定

○議長（日高通君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月2日までの3日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は、本日から12月2日までの3日間に決定いたしました。

△会期日程の決定

○議長(日高通君)

日程第3、会期日程決定の件を議題といたします。

お諮りします。

会期日程につきましては、配布いたしております日程表の通りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。したがって、そのように決定いたしました。

△諸般の報告

○議長(日高通君)

日程第4、諸般の報告を行います。

はじめに、会議・研修会関係についてご報告いたします。

10月15日に、「市町村議会広報研修会」が開催され、事務局長が出席しております。内容といたしましては、「議会広報誌クリニック」と題して、有限会社 城市創事務所代表の城市創氏が「議会だより」のチェックポイントを各市町村議会だよりを例に取りながら講演を行っております。資料を配布しておりますのでお目通し願います。

次に、10月定例会におきまして議員派遣の決定をいたしました町村議会議長全国大会等につきましては、議会決定のとおり私と有川副議長及び議会事務局長の3名で出席いたしました。大会では、それぞれの大会宣言の趣旨に沿って、「第28回離島振興市町村議会議長全国大会」では、国に対する11項目11案件、「第53回町村議会議長全国大会」では、24項目及び地区別要望9項目の要望事項を決定し、特別決議として「分権型社会の実現に関する特別決議」、「町村税財源の充実強化に関する特別決議」、「新過疎法制定促進に関する特別決議」、「後期高齢者医療制度の廃止に関する特別決議」の4案件も決議いたしております。また、県議長会により開催されました「議長等研修会」では、NHK解説副委員長 影山日出夫氏による「政権交代後の日本の政治」という題目で講演が行われました。そのほか国会議員等への挨拶・陳情、日本離島センター訪問などを行なって参りました。大会等の詳細な内容につきましては、11月27日付けで資料を添えて議員各位にご報告申し上げましたとおりですので、ご確認願いたいと思います。

次に、監査結果の報告を行います。監査委員より、今年の10月定例会以後に実施されました10月、11月の例月出納検査結果、および10月に実施されました定期監査結果についての報告がありました。これらの内容につきましては、お手元に配布しておりますので、お目通し願います。

最後に、先の10月定例会を主な内容としました「議会だより」第47号を、11月20日に発行いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

△行政報告

○議長(日高通君)

日程第5 行政報告を行います。

村長から行政報告についての申し出がありました。

これを許可いたします。
村長、敷根忠昭君。

(村長 敷根忠昭君登壇)

○村長(敷根忠昭君)

行政報告を行います。平成21年第4回定例村議会の開会にあたりまして当面する村政の諸問題の推移等につきましてご報告を申し上げます。

まず、職員採用試験でございますが、職員の欠員補充と技術系業務の拡充等を目的に職員採用試験を実施いたしました。11月16日付けで採用内定の決定を行っております。今回の採用試験は、一般職、土木職および保健師を対象として、一次試験を本年9月20日に、二次試験を11月12日にそれぞれ実施しました。応募者は過去最大の30名を超えるものでありました。採用については、職種によって異なりますが、平成22年1月1日および同4月1日付けを予定しております。

本年度の村政座談会につきましては、10月12日から同20日の日程で実施いたしまして、全島において地域住民ならびに議員各位のご協力のもと無事に終了いたしました。ご案内のとおり、本村の行政運営において地域住民の声は欠かせないものであることは言うまでもありません。今回も老弱男女を問わず多くの住民の方々が、多忙の中にも係らず出席していただき70件を超す多くの意見要望を投げかけていただきました。私どもは、それぞれの意見・要望を住民の総意として真摯に受け止め、本年度および次年度以降の予算に反映させていきたいと思っております。

本年度も全国の島々が情報発信をするアイランダーが11月21日と22日に東京都池袋サンシャインシティで開催されました。本年度は、「島へ行こう！島で暮らそう！」をテーマに、昨年度より11団体増えて60団体が出展をしております。それぞれのブースでは、観光情報や特産品販売のほか、暮らしや体験・交流情報など、訪れたお客様へのピーアール等で大変な賑わいでありました。今回、本村は目的の柱に交流人口の増加を掲げ、トカラ列島のピーアールに加え、観光におけるニーズ調査、あるいは友好島民の募集、定住相談、山海留学相談、出身者へのふるさと会の情報提供、特産品の展示販売、離島漁業再生支援事業で試作している食品のアンケート調査および地域振興対策事業における先進地調査を行うため職員5名を派遣いたしました。今年は、皆既日食の効果で訪れる多くの方は、「トカラ列島」、「悪石島」を知っており、以前はどこにあるかも分からない方が多かったのに対して、鹿児島と沖縄の間にあるという認識をもった方が多く、皆既日食時の関心の高さを実感いたしましたところであります。出展している全国のさまざまな島は、本村と同じようにどの島も過疎化対策や雇用対策に奔走していますが、国全体の人口が減ってゆく中、なかなか効果が表れていないのが現状であります。このような状況にあることから、これからも更に地域と一体となり、交流人口を増やすためさまざまな知恵をだし人の流れを多くしていくことが、今後の村への定住、雇用の場の創出、集落機能の維持、活性化に繋がるものと考えております。

ななしま2主機関換装事業につきましては、本年9月29日に入札を執行いたしまして、10月1日付けで「常石林業建設カンパニー」と工事請負契約を締結しております。請負金額は38,041,500円で、工期は契約締結日から平成22年3月30日までとなっております。現在、実施設計の作業を行っている状況で、一般配置図修正・主機関装置図・プロペラ計算書等の作成は終了しておりますが、工事仕様書・復元力計算書・配管関係図の作成を現在行っております。主機関の選定については、ヤンマー及び三菱の2社製で検討をいたしました。主機関の納入実績やサービス網などを比較した結果、ヤンマー製品の方が850馬力から1,000馬力の主機関販売台数の納入実績が圧倒的に多く、奄美・種子島・屋久島等の離島にサービス拠点があることや部品の供給でも鹿児島営業所にある程度の在庫を抱えております。その他の部品につきましても九州の部品センターでの手配となり、短時間での供給体制が確立していること等からヤンマー製品に決定をしたところであります。また、決定した主機関は、950馬力で、本村が求めている巡航速力26ノット以上・最大速力32ノットを確保する主機関であります。減速機につきましては、交換が必要と予想される部品の発注準備を行っておりまして、プロペラについては、主機関との合性があることから、プロペラ翼の角度修正で要求速度が確保できるか再度速度計算を行うこととしております。以上が現在までの進捗状況となっております。今後の工事スケジュールであります。12月3日にななしま2を造船所・常石林業建設カンパニーに回港し、同5日に上架して減速機開放とし、年明けて1月下旬に主機関陸上試験、同2月上旬に主機関納入及び主機関搭載、同3月下旬完成引渡しという工程で進めております。

5月16日に国内で最初の新型インフルエンザ患者が確認されて以来、11月20日現在、全国の新型インフルエンザ感染者の推定受診者数は約600万人、入院患者数は7,000人を超え、死亡者数は60名を超えております。県内においても10名以上の集団感染が581件発生をしております、1名の死亡者がしております。鹿児島県においては、幼児・児童を中心に感染が拡大していることから、11月4日には「インフルエンザ流行発生注意報」を発令し、県民に対してあらためて注意喚起が行われたところであります。

本村におきましては、11月21日2人目の新型インフルエンザ感染者が、11月23日には3人目の患者が確認され、今後流行することも懸念されるところであります。なお、患者はタミフル等の投与によりいずれも回復しております。新型インフルエンザの感染は、鹿児島市等への旅行時における感染と考えられ、それが村内で発病する傾向が多く見られるところであります。村外に旅行される場合においては特に、手洗い・うがい等の励行に努めるとともに、人ごみ避けるなど、極力村内持ち込みの防止を図っていただくようご協力をお願いするところであります。新型インフルエンザのワクチン接種につきましては、12月から基礎疾患のある者及び小児・幼児、小学生・中学生の接種を政府は前倒しで行う方針をたてております。本村におきましても、ワクチンが徐々に入荷してきつつありますので、その対応を進めているところであります。なお、ワクチン接種料金につきましては、国の方針では1回接種3,600円、2回接種2,550円と定められております。また、医療従事者、生活保護世帯、非課税世帯、基礎疾患を有する者等については、法律等で減免できるよう定められております。本村の場合、孤立型離島であることから医療機関ですぐに受診できないこと等から、ワクチン接種料金の減免を行うため十島村手数料条例の一部を改正することとしております。改正案の内容としましては、高校生以上65歳未満の者一回につき2,000円。65歳以上の高齢者一回につき1,500円。また、医療従事者、生活保護世帯、非課税世帯、基礎疾患を有する者および妊婦、1歳以上の小児から中学生、ならびに1歳未満の小児の保護者については予防接種料を免除し、蔓延や重症化の防止を図ってまいりたいと考えております。

第1回トカラふるさと会が11月14日に鹿児島市内において開催されました。この会は、皆既日食で十島村が注目を浴びてきたことを契機に、日頃疎遠になっている出身者など、トカラに対する同じ想いを抱いている皆さんが一堂に会して語り合おうと開催されたもので、各島出身の発起人7名が中心となり、トカラ出身者はもちろんのこと、十島村友好島民の会会員などトカラに想いを寄せる方々に広く参加を呼び掛けたもので、190名もの参加がございました。発起人代表の挨拶からは、「トカラはひとつ・想いはひとつ」をキーワードにして、まずは出身者の親睦を図り、その上で、全国的に人口減少が進んでいる現状から、第2の臥蛇島ができてはいけなく、皆既日食を一過性のものにしてはいけなく、山海留学制度あるいはふるさと納税制度などできることから協力し、ふるさとを元気づけたいと言う強い想いから「トカラふるさと会」の結成に至ったということでありまして、七つの島に分散している十島村にとりまして、このような「ふるさと会」の結成は大変意義のあることでありまして、今後ともこの会が発展していくよう村としても側面から協力していきたいと考えております。

最近の畜産経営を取り巻く環境は依然として飼料の高値が続いており、一方で子牛価格の低迷が続いている状況にあります。そのため、畜産農家は収入が減少し飼料購入など経営が厳しくなり、良質な子牛生産にも影響をきたし、結果、子牛販売価格が低迷するといった悪循環に陥っている状況にあります。

平成21年1月から12月にかけて本村の子牛販売総額は昨年の半分程度と予想されます。このように本村の畜産経営はかつてない厳しい状況に置かれていることから早急に畜産組合長会議を開催していただき、今後の畜産農家のあり方あるいは畜産組合のあり方等について協議し、将来の本村の畜産のあり方も念頭において、行政・畜産組合、共同で対策を講じる必要があると認識しているところであります。

村単独草地開発整備事業につきましては、10月中旬より事業開始を通知し着工しております。特定離島ふるさとおこし推進事業の畜産振興施設整備、機械格納庫の整備についてはすでに契約を終え着手いたしております。

また、家畜貸付事業につきましても、11月セリまでに17頭を導入をいたしました。人材育成・技術技能研修では、受精卵移植師養成講習を2名が受講し、11月13日に講習を終えておりますが、可否につきましては1カ月後に公表となっております。

本村の水道事業につきましては平成16年度から簡易水道特別会計として運営されておりますが、その収支は近年赤字になっており、現在の料金体系では今後多額の赤字が生じることになることから、今回料金改正をお願いすることといたしております。料金改正を行うために水道審議会、村政座談会を経て庁内会議により料金改正案を決定いたしました。詳細につきましては、条例改正の議案を今議会に上程してお

りますので、その際にご説明いたします。

道路・林道事業につきましては、今議会に提出いたしております以外の事業については執行済みでございますが、林道舗装事業の施行状況については年内に完成予定であります。国庫補助事業の悪石島導水管布設工事につきましては、3月に竣工予定で進めております。港湾改修事業につきましては、東之浜港、元浦港、小宝島港ともに着手しております。施工状況につきましては全体の15%程度の進捗であります。

「フェリーとしま」の運航状況につきましては、10月～11月にかけて台風の接近、低気圧通過等による欠航や延期などがあり運航ダイヤの一部が乱れ利用者の皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしました。すでにご承知のとおり、和歌山県沖の熊野灘で7000トン級のフェリーが高波のため、積載貨物の荷崩れにより船が傾き結果的に転覆するという事故が発生をしました。本村の海域も潮流の影響により波が高くなる難所であり定期船の運航には細心の注意を払い運航するよう常に指示しているところありますが、海難の発生した11月13日、本船の復原力及び積載貨物、車両の個縛方法について乗組員ミーティングを実施し、定期船の安全運航に努めております。

小中学校の体育祭は10月にそれぞれの小中学校で開催されました。また、ファミリー劇場も10月から11月にかけて各島で実施されております。10月20日に、県教育委員会の計画学校訪問が口之島小中学校で実施され、離島小中学校の学校経営等の調査、指導が行われました。本年度は、あと諏訪之瀬島分校に対する計画訪問が予定されております。10月22日、本年度の学校施設関連の特定離島事業2件、施設維持補修工事1件の入札を執行いたしました。11月18日、第2回教育事務所再編統合に伴う打合せ会が鹿児島県地方振興局で開催されました。それによりますと平成22年度から鹿児島県教育事務所の管轄は鹿児島市・日置市・いちき串木野市・鹿児島郡（十島村・三島村）となります。

以上、当面する村政の諸問題の推移等についてご報告申し上げましたが、本議会に上程しております議案は、専決処分に関するもの1件、広域市町村圏協議会に関するもの2件、市町村総合事務組合に関するもの1件、権利の放棄に関するもの5件、請負契約の変更契約の締結に関するもの3件、条例の一部改正に関するもの6件、予算補正に関するもの5件、工事請負契約に関するもの1件となっております。それぞれの議案等の説明につきましては、上程の折ご説明申し上げますことといたします。

何卒よろしくご審議のうえ議決していただきますようお願い申し上げます行政報告を終わります。

○議長(日高通君)

これで、行政報告は終わりました。

△日程第6 議案第77号 十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件

○議長(日高通君)

日程第6、議案第77号、十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

○議長(日高通君)

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第77号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定でございます。まず、人事につきましては本年8月厳しい経済・雇用情勢が民間給与に反映されたことを受けて、公務員と民間の給与格差において月例給・特別給のいずれも公務員が民間を上回っていることが明らかであることといたしまして、国家公務員給与の引き下げ勧告が行われました。その勧告の内容につきましては、初任給を中心とした若年層等を除き全ての俸給月額を引き下げるとして、平均0.2%引き下げることです。それから2つ目に、期末勤勉手当を民間の支給に見合うように引き下げるとして、支給月額数を0.35月分引き下げることです。それから3つ目に、自宅にかかる住居手当、新築購入後5年間の対象ですが、月額2,500円の廃止を行うものです。それから4つ目に、民間給与の実態は本年4月時であることから、改正法施行までの格差相当分は本年12月期の期

末手当で調整することとしております。5 つ目に、本年 12 月期のボーナスの引き下げ等の内容が含まれていることから、12 月期のボーナス基準日である 12 月 1 日より前に改正することが必要でありましてお願いをさせていただきます。以上が概要でございますが、また鹿児島県の人事委員会においても昨年来の世界的な金融危機を発端とした国内景気の急速な悪化は、県内経済にも大きな影響を及ぼしております。県内企業においても、下期一時金の大幅な引き下げや算用の抑制などで月例給・特別給ともに民間を上回っていることから、給料月額・ボーナスともに引き下げるべきであるとして、本年 10 月職員の給与等に関する勧告が出されたところでありまして、勧告内容は人事委員とほぼ同様の内容でございます。従って、本村の職員等の給与体系は、人事院勧告ならびに県人事委員会勧告に基づき関係給与条例の改正を行っていることから、所要の改正をお願いするものでございます。

第 1 条の、この新旧対照表を付けておりますので参考にしながらみていただくとよろしいんじゃないでしょうか。まず、第 1 条の十島村職員の給与に関する一部改正につきましては、第 8 条には自宅にかかる、先ほども申し上げました住宅手当の改正でございまして、持ち家の 5 年間は現行規定で月額 2,500 円支給しておりますが、これを廃止するということです。それから第 16 条の 2 項の改正につきましては、期末手当の支給月額を引き下げるものでありまして、6 月期を 100 分の 140 から 100 分の 125 に 0.15 月分の引き下げとなります。それから 12 月期を 100 分の 160 から 100 分の 150 に、0.1 月分の引き下げ。また、再任用職は 6 月期を 0.1 月分引き下げるものであります。17 条の第 2 項の改正につきましては、勤勉手当の支給月額を見直すものであります。現在の支給月数は、6 月期が 12 月期にそれぞれ 100 分の 72.5 月ずつ支給するとなっておりますが、今回の改正でそれぞれ 0.025 月分ずつの 0.05 月分を引き下げ、100 分の 70 とするものであります。従って、期末勤勉手当の支給月額は、現行 4.45 月から 4.15 月となり 0.3 月分の引き下げとなることになります。別表第 1 につきましては、給料表の改正でありまして、これは別に給料表を定めておりますので、それをみていただくとありがたいと思いますが、若年層の 1 級から 3 級職の一部を据え置いて残りはすべて引き下げるものでございます。

次に第 2 条の十島村職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成 18 年条例第 1 号の改正によって、給与構造改革が実施され平均で 4.8%の給料表水準が引き下げられ、現在の制度が適用されているところであります。その際、減給補償といったしまして経過措置が設けられておったところでありますが、今回その算定基準となる経過措置額を引き下げるものであります。この経過措置につきましては附則第 7 条で規定されておりまして、現行の経過措置額に 100 分の 99.79 を乗じて得た額を引き下げるとしたものでございます。

それから、第 3 条の十島村長等の給与等に関する条例の一部改正でございますが、第 4 条の十島村教育長の給与に関する条例の一部及び第 5 条の十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましても、指定職にあたる特別職等の期末手当を職員同様に引き下げるもので、本年 12 月期の期末手当の支給月額を現行より 0.25 月分引き下げ 100 分の 150 とするものであります。その結果、特別職ならびに議会議員の年間の期末手当は、現行 3.35 月分から 3.10 月分に改正されるものであります。

次に、第 6 条・第 7 条及び第 8 条につきましては、第 3 条から第 5 条まで同様の村長・副村長・教育長・議会議員の給与と条例の一部改正でございまして、失効期日の関係から 6 月期ならびに 12 月期の期末手当の支給月数を改正するものであります。年間支給月数は、第 3 条から第 5 条の改定で 3.10 月と変わらないものでありますが、6 月期が現行の 1.6 月分を 1.45 月に、12 月期が現行 1.5 月分を 1.65 月とするものであります。

附則第 1 条で施行期日を規定するものでありますが、この条例は公布の日の属する月の翌月の初日つまり、明日 12 月 1 日からの施行となっております。これは 12 月 1 日が期末勤勉手当の基準日となっていることから来月 10 日支給のボーナスで今回改正の引き下げ額を調整するためでございます。なお、第 6 条から第 8 条の改正につきましては、22 年 4 月 1 日から施行するというようになっております。附則第 2 条につきましては、12 月期の期末手当において民間給与との差額格差を本年の 4 月から今月分までの支給した給与を調整するための特別措置を規定するもので、給料管理職手当・扶養手当・住居手当・単身赴任手当の月額合計額に、100 分の 0.21 を乗じて得た額を返納するものであります。ただし、1 級から 3 級まで一部号級の若年層につきましては、調整額の対象としておりません。また、第 2 号につきましては本年 6 月に支給した期末勤勉手当を減額するもので、同年同手当合計額に 100 分の 0.21 を乗じて得た額を返納するものとしております。附則第 3 条は、規則への委任規定で本条例に定めるもの以外を規則で規定するというものでございます。以上で説明を終わりますが、また不明な点をご指摘いただければありがたいと

思っております。説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

審議途中でありますけれども、これより、10分間休憩いたします。

1時55分にお集まり下さい。

休憩

○議長(日高通君)

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

○議長(日高通君)

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第6、議案第77号、十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第6、議案第77号、十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件は、原案の通り可決することに決定いたしました。

△日程第7 報告第15号 十島村地域イントラネット基盤施設整備工事請負契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件

○議長(日高通君)

日程第7、報告第15号、十島村地域イントラネット基盤施設整備工事請負契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

○議長(日高通君)

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

報告第15号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、専決処分の承認を求めることについてでございますが、十島村の地域イントラネット基盤施設整備工事の請負契約の専決処分でございます。

この工事請負契約につきましては、国の補助決定の遅れから年度内完成が危ぶまれることが予想されまして、専決処分にてお願いしたいということであります。先の第3回定例議会で議員の皆様方には、一応の説明をいたしましてご理解をいただきましたので、本年の10月21日付けで専決処分工事契約を締結したところでございます。ご承知の通り本村の高速ブロードバンド整備につきましては、昨年度中之島・悪石島・小宝島・宝島の公共施設間の光ケーブルを整備したところでありまして、本年度は残りの3カ島口之島・平島・諏訪之瀬島の公共施設間の光ケーブルとあわせまして、議会中継システム、港湾監視カメラ気象情報システムを各島に導入するということといたしまして、光ケーブルを総延長で約5.5km埋設する予定でございます。その他、口之島～中之島間、悪石島～諏訪之瀬島間、平島間の無線設備を新たに整備するものであります。従いまして、十島村全島の公共施設間の伝送路がつながることになります。

本事業の総務省からの国庫補助決定額は、10月14日にございまして、同月21日付けで工事請負契約を締結。完了日を平成22年3月19日までの150日間の工期で進めることとしております。また、本契約に先立ちまして情報通信設備の実績を有し、施設設計施工から整備後の運営可能な業者を条件として、指名型プロポーザル方式にて実施する選定委員会ならびに指名委員会を本年8月20日開催いたしまして、業者7社を指名したところであります。結果的には指名業者等の辞退等がありまして昨年に引き続き、西日本電信電話株式会社鹿児島支店1社からの提案のみとなりまして、9月17日に請負候補事業者決定を行ったところでございます。このことにつきましては、先の10月議会でも説明申し上げましたところでありまして、契約金額につきましては488,250千円で、財源内訳は国庫補助金325,500千円。これは3分の2の補助でございます。その他、辺地対策債で162,700千円。残りの一般財源で50千円としております。お手元に本事業の概要、それから業者決定までの流れ等を記入した資料を配布していると思いますので、それらを参考にさせていただきたいと思っております。

なお、契約書につきましては裏面に添付してございます。ご参照のほど、よろしくお願いをいたします。説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

21年度で口之島・平島・諏訪之瀬島の公共施設とそれと各島のそういう港湾化システム・気象情報・議会中継システムまでということなんですが、22年度以降の部分において各家庭の工事等が対象になっていくんだろうと思うんですが、そこら辺について今現時点での事業展開の見通しについてどのように捉えているのか、説明をいただきたい。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

お手元の方に資料としまして、2枚綴り、4ページ綴りのものをお配りしているかと思っております。その中で2ページのところにインターネットというところの表示がありまして、その中段から右の方に凡例としまして、20年度完成それから21年度整備、点線で21～22年度という計画が示されているかと思っております。この点線の21～22年度というところが住民向けのブロードバンドの整備ということ等で、ご理解いただくことになるわけなんですけども一応事業の方は今年度を予定しております。ところが国の総務省の方から、まだ住民向けのブロードバンドの整備について決定通知がなされておられません。今、九州総合通信局の方を通じて情報を得るなかでは、順調にいけば年内におそらく決定通知がなされるだろうと、そうすればまた工期の問題の関係からしまして、専決処分ということ等での契約ということをお願いしたいというところを考えております。そうしますと、今年度も残り4月しかないというなかで当然物理的に年度内の完成は難しいと思いますので、恐らく来年の夏時期、7月、8月時期が工期リミットという形での整備になっていくんじゃないかと思っています。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

例えばその各家庭のネットワークをつくる段階で、各家庭ごとの例えば契約等についてインターネットに参加して自分も使いたいんだとそういった部分についての例えば、おそらく規模調査なりをとった上でされるんでしょうけど、そこら辺については具体的にどのような方法をとろうかと、将来的なことを考えれば、やはり契約者数が多いにこしたことはないと思うんですね。料金を発生する段階においては。ですから、そこら辺について、どのような形で普及啓発をしていこうと考えているのか、その点についてまで伺いたい。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

この件につきましては、先の村政座談会の中の中で来ていただきました住民の皆様方には、ある程度説明し理解を得ているのではないかと考えております。それから今月号の村政の広報の中でも一応具体的に説明しております。当然その住民向けのブロードバンドに住民が加入しないと、この事業費的に190,000千円弱の予算を抱えておりますので、この事業が意味がないということになる関係からしまして、先の議会ならびに村政座談会でも申し上げました、その整備の条件として住民がそのインターネットを加入しやすい環境作りという意味で、パソコンの購入助成ということ等で、すでに両方とも整備し、交付手続きも行っています。

実際に運用の方も行いまして、すでに1件の方の申し出がありまして、交付決定もしたところです。そういう諸々等で今回のそのブロードバンド整備については、国の方との話の中では、協議の中では200世帯は加入されるものだろうというような想定の中で、約190,000千円弱の事業費を見込むという形で進めています。アンケートにつきましては、当然近いうちにできれば年内にはやりたいと思うわけなんですけれども、何せ決定通知がきていない関係からしまして、あまり大々的に動きづらいという面もあるかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

パソコン購入等の助成であったりとか、座談会場でされたのは私も出席してましたし、聞いてたんですが、いまいち住民としてピンとこないというか、ですからもう少しそのインターネットを利用するの具体的に、こんなことが普段の自分の生活において、こういった使い方がありますよ、とかそういった部分が特に今使って島において、島でインターネット接続されている方については、環境が整備されて良くなっていくんだという部分で、もちろん使い勝手がよくなることで、ほとんど加入されるんでしょうけど。それだけじゃ足りない部分の掘り起こしの部分でもう少し、なにか具体的にこんな魅力があるという部分を具体的に分かりやすく住民に説明してあげられる、体験させてあげられる、そういった機会を設けられないのかなと思うんですが。なかなか村単独でそういったところまでと言うのは厳しいんでしょうけれども。何かまた手当等も。これは今年度から来年度中旬にかけての間で200世帯という数字を掲げられても今の状況では厳しいのかなという気がするので、そこら辺をもう少しここ10ヶ月くらいの間の短期とは言わなくても、もう少し長くてもいいですから、住民にもっとインターネットの魅力等を発信できるような形のものを村としても考えていただきたいと思います、そういうふうに思います。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

言われる通りなんです。本村の住民というのは、なかなか情報にふれる機会が少ない。特にインターネット、パソコン等については、ほとんど高齢者の方々はなかなか馴染みづらいということは、私どもも重々承知しているところです。これらに対しまして、一昨年から県の補助事業を活用いたしまして、パソコン教室というもの等も実施いたしました。ところが実際に教室に出向いてこられた住民というのは、ほんの限りの方ということ等でなかなか普及しづらいという条件下にあるということももう理解しています。

先ほど、普及の1つとしましてパソコンの助成とあわせてインターネットを加入すれば、その3年間は無料扱いにしますよということ等も村政座談会の中でも説明し、また今後とろうとするアンケートの中でもそのことは大々的に一応説明していこうと思います。ただ、そうかといっても、60代、70代を超える高齢者の方々が、果たしてついてきてくれるかということ等はなかなか難しい面もあるかと思っておりますけど

も、地道に広報活動を通じて出張員等を通じて加入促進の方をはかっていきたいと思っています。

○議長(日高通君)

これより、しばらく休憩いたします。

休憩

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

1 番、日高助廣君。

○1 番(日高助廣君)

今回ですね、この工事におきまして、道路をですね、ケーブルの埋設をしているわけですが、今までも業者が道路を割ってケーブルをいれて、後が割れてくるんですよ。というのは、工事のケーブルを入れた後の土ですね。締め付けが甘いんですよ。ですから、今回も 30 センチですかね。掘って埋設するということで何ヶ所かありますけれども、そのへんの工事を徹底をお願いしたいと考えております。地元の方からも言うておりましたけれども、行政の方からもその点をお願いしておきます。もう 1 点がですね、端末を何ヶ所か入れるんですけれども、場所によってはコミセンに出張所ですかね、入れるわけですが、介護等やらしょっちゅう地下の場所でパソコンを 3 台置くスペースの問題でですね、場所の変更等も地元の方からでてる場合もあるかと思っておりますけれども、その点の対応も宜しくをお願いしておきます。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

1 点目の方の光ケーブルを埋設する際の道路の締め付けが甘いということです。一応そのことは又業者の方にはよくよく説明し、そういうことのないようにいたしたいと思います。それから 20 年度事業で 1 件、実は宝島の方で、一応そういう指摘がありまして、そういう箇所については修正させたということもありますので、もしそういう箇所等があった場合には、また議員ならびに出張員を通じて連絡いただければ、そこは手直し等はさせる方向で考えたいと思います。

それから 2 点目の端末のスペースの問題で場所移設については、もしそういう箇所があればですね、早目に指示をいただきたいと思います。今、国のほうと九州総合通信局を通じて、本省と協議をしている中で例えば口之島であれば公民館とコミュニティセンターと出張所、それと学校と診療所というところに場所指定で一応申請をあげている関係がありますので、もしその場所を別の場所に変えるということになった場合には、九州総合通信局ならびに本省との協議になるかと思っておりますので、もしそういう箇所があれば早目にお知らせをいただければと思います。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 7、報告第 15 号、十島村地域イントラネット基盤施設整備工事請負契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第 7、報告第 15 号、十島村地域イントラネット基盤施設整備工事請負契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件は、原案の通り承認することに決定いたしました。

△散会

○議長(日高通君)

これで本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は午前 10 時にお集まり下さい。

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

12月1日(火)

△開議宣告

○議長(日高通君)

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表のとおりといたします。

△日程第1 議案第65号 鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び同協議会規約の一部変更に関する件について

△日程第2 議案第66号 鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び同協議会規約の一部変更に関する件について

○議長(日高通君)

お諮りします。

日程第1、議案第65号、鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び同協議会規約の一部変更に関する件について、日程第2、議案第66号、鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び同協議会規約の一部変更に関する件について。この2件は関連がありますので一括議題としたいと思いますが、一括議題することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第1、議案第65号、日程第2、議案第66号、の2件を一括議題といたします。

○議長(日高通君)

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第65号について、まず説明を申し上げます。本案につきましては、鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び同協議会規約の一部変更に関する件についてでございますが、議案に書いてございますように加治木町、始良町および蒲生町が合併して始良市となることに伴いまして、鹿児島広域市町村圏協議会からこの3町の脱退をさせて同協議会規約の一部の変更をします。ということから、関係地方公共団体と協議するために地方自治法の第252条の6の規定に基づきまして、議会の議決を求めるというものでございます。議案の裏面に地方自治法抜粋とそれから鹿児島広域市町村圏協議会規約の抜粋を添付してございます。また、新旧対照表も添付してございますので、これを参照していただきたいと思っております。

次に、議案第66号でございますが、本案は鹿児島広域市町村圏協議会を設ける普通公共団体の数の増加および同協議会規約の一部変更に関するものでありますが、先ほどの議案65号と同様に加治木町、始良町および蒲生町が合併して始良市となることに伴いまして、鹿児島広域市町村圏協議会への始良市の加入および同協議会規約の一部変更についてでありまして、関係地方公共団体と協議をするために地方自治法第252条6の規定にもとづき、議会の議決を求めるというものでございます。本案につきましても、裏面に地方自治法および鹿児島広域市町村圏協議会規約の抜粋を添付してございます。また新旧対照表も添付してございますので、参照していただければありがたいと思っております。説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。日程第1、議案第65号、日程第2、議案第66号、の2件を一括採決したいと思いますが、一括採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認め、一括採決することといたします。

お諮りします。日程第1、議案第65号、日程第2、議案第66号の2件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第1、議案第65号、日程第2、議案第66号の2件はすべて原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第3 議案第67号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少 についての件

○議長(日高通君)

日程第3、議案第67号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての件を議題といたします。

○議長(日高通君)

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第67号についてご説明申し上げます。本案は鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。先程の66号でもございましたように、市町村合併によりまして始良市が設置されることに伴い、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて、関係市町村と協議をしたいということで地方自治法の第291条11の規定により議決を求めるといふものであります。始良郡加治木町・始良郡始良町、同郡蒲生町の脱退でございます。説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 3、議案第 67 号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての件を採決します。

○議長(日高通君)

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 3、議案第 67 号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 4 議案第 68 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についての件

○議長(日高通君)

日程第 4、議案第 68 号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題とします。

○議長(日高通君)

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第 68 号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県総合事務組合の規約の変更でございます。

市町村合併の特例等に関する法律によりまして、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から始良郡加治木町・始良郡始良町、同郡蒲生町それから始良郡西部衛生処理組合および始良郡西部消防組合を脱退させまして、始良市を加入させるということで規約の変更をするというものでございます。したがって、市町村の合併の特例等に関する法律第 13 条ならびに地方自治法第 286 条第 1 項および第 290 条の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。裏面に市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を添付してございますので、参照していただきたいと思います。説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 4、議案第 68 号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決します。

○議長(日高通君)

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第4、議案第68号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第5 議案第74号 中之島地区コミュニティセンター建設工事の変更契約の締結についての件

○議長(日高通君)

日程第5、議案第74号、中之島地区コミュニティセンター建設工事の変更契約の締結についての件を議題とします。

○議長(日高通君)

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第74号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、中之島地区コミュニティセンター建設工事の工事請負契約の変更でございます。本年の3月第1回定例議会で議決をいただきました十島村中之島地区コミュニティセンター新築工事の変更契約議案であります。すでにご承知のとおり旧中之島振興センター兼公民館が築37年経過する中で老朽化が激しくなっております。色々と壁の亀裂・歪・雨漏り等で施設維持に限界がございまして、国の平成20年度第2次補正予算と村債を財源といたしまして、新しく整備を行うということで工事を進めております。事業施工を進める上において、塩害等による場合の消化を防止するための防水型の塗料の追加ならびに同施設における平成8年度に非常用発電機を配備しておったわけですが、新施設においても使用する方向で進めていたところでございますが、老朽化による機能不全から非常時の対応が不可欠ということの判断に伴いまして、更新しようとするものでございます。外壁の塩害対策として防水型の複層塗料の追加、それから非常用発電機として10キロワット型の発電機の追加を予定するものでございます。変更する事業による追加金額につきましては5,896,830円を追加いたしまして、変更後の請負金額が173,896,830円となることによるものでございます。

裏面に工事請負契約仮契約書を添付してございますので、参照していただきたいと思います。工期その他については、変更はございません。説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、前田功一君。

○3番(前田功一君)

今回は追加ということで、ちょっと私が疑問に思うのは、あそこの場所は確かに海岸のすぐそばで塩を被ったりするという塩害ということは十分考えられると思うんですが、なぜ今ここにきてその塩害のそういう。当初でそういうことがなぜ盛り込まれなかったのかなという疑問がちょっと1つあります。それからその発電機は、新しく機械ごとを替えるのか、それとも機械を入れている小屋というか母屋をやりかえるのか。それとも機械ごと全部やりかえるのか。そのあたりを聞かせて下さい。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

まず1点目の方の質問でございますけれども、確かに海岸等周辺ということ等で外壁等については防水塗装というものを当初の設計では見込めばよかったわけなんですけれども当初の設計の時点で180,000千円のぐらいの設計額があがったという実態がありました。その中で予算を執行したのちで契約執行した

後で、執行残を見極めながら判断したいということ等もあって、後の方に残したという実態もあります。と申しますのは、この事業の財源については、国の20年度の補正予算の2次補正でやったということ等の中で、本村に与えられたその財源というものがなくなった関係で、当初の設計の額を抑えようという意味合いからして当初設計から見込まなかったというのが理由の1つです。

それから2点目の方の非常用発電機につきましては、平成8年時に一応村内の避難場所に全ての出張所、コミュニティセンター等を含めた施設に、非常用発電機を導入いたしました。ところがこの施設そのものが、平成8年度に入れるということ等で、すでに13年はむかえるという中で実際に稼働させてみたら、なかなか不具合がでたということ等で対応できないという判断から、新しく新替えしようということ等で発電機の方の10キロワットを約4,000千円くらいの新規購入ということ等で今回お願いしているような状態です。

○議長(日高通君)

3番、前田功一君。

○3番(前田功一君)

塩害塗料の方のことにつきましては、十分理解いたしました。発電機についてはですね、実際に他の島でもその頃に入れているわけですね。いまだにちゃんとメンテナンスをしているところにおいては、何の不具合もなく使えているということもあるので、島によって場所等もあります。確かに。だけど、やっぱりそういうメンテナンスもちゃんとするという。非常用発電機なので年に1・2回使うことがあるかないかだとは思いますが、やっぱりその辺りも高価なものですので、ちゃんと管理をするようにお願いいたします。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

非常用発電機の方につきましてはですね、月に1回1度は必ず1回は起こすようにということで出張員には指示を出しています。ところがこの中之島の旧振興センターにつきましては、仮の発電機の設置場所というのでしょうか、あまりその十分な状況でなかったということ等で塩害、潮風等を受けやすかったということ等からしまして、今回新しく入れ替えたということになってます。当初私どもの方も当然これは使えるものだろうということ等で当初設計には見込まなかったという実態の中で、いざ今度その動かそうという段階になったときにちょっと不具合があるよと、今後非常用発電機を使う時に支障が出るということからして新しく新替えしたいというような状況になったところです。

○議長(日高通君)

他に質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

先ほどの質問と重複をしますけれども、この防水塗料の件なんですけれども、これやっぱり十島村におきましては、全建物に適用するべきだと思っておりました。設計の段階でやはりこういうものは、加えておくべきだと思っております。それと発電機の件なんですけれども、発電機も耐用年数はありますけれども先ほども言われましたけれども、メンテナンスがやっぱり大事だと思うんです。ですから、この高価な機械でありますので、是非ともメンテナンスの徹底をはかってもらいたいと考えております。それと、両方に明細ですね。項目の金額を示してもらいたい。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

先程3番議員で説明したかと思うんですけれども、当初の設計の段階では全部拾い上げて一応だしてみました。ところが国の20年度の2次補正を使うという財源の枠ということ等のしほりもあった関係でそこを削減したというような状況になってます。ただ、屋根の防水塗装につきましては、これ入ってます。この今回お願いしようとする塗装につきましては、外壁というもの等でお願している状況なんですけれども、ただ何せ財源の枠とこれは国の補正予算の財源ともう1つは起債事業で事業を進めたという枠の中で進めたということでの当初設計を減らしたということになります。

結果的に今回この追加することによって、幸いにしまして、当初時での落札率が私どもが見込む額より

も落ちたということからしまして、国の方から配分を受けた財源の範囲内で事業の方が施工できるということで、今回こういう形でお願いしようという状況になってます。発電機の方の確かにメンテナンスにつきましては、高価なものでございますので出張員には月1回は必ずその点検をするように、少なくとも1時間程度は運転するようにという指示を出しております。これは、数年前からそういう指示を出しておりますので、すでに実行されているものだと思いますけども、中にはそういうものもあるかもしれませんけども、今後は徹底するように指示をして行きたいと思います。

それから今回の変更額の内訳でございますけれども、外壁の塗装部分で約1,000千円。それから発電機の購入部分で4,890千円という金額になっております。

○議長(日高通君)

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

発電機ですね、4,890千円。これは適正価格ですかね。10キロワットで500万円というのは。どう思いますか。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

当初はですね、30キロのもので約7,000千円というものでもってきたわけなんです。当初私どもの方はあの施設を30キロの発電機まで準備するまでもないと、非常用発電機の稼働というのも年間数えても数回しかないという中で、700万前後の額を入れるというのは余りにも無駄な経費だということ等の中で現在の能力であります、10キロに変えたということでの変更なわけなんですけども。実際は業者の方からの見積りで5,200千円という数字が出ておりました。ただそこはまた調整の結果、先程言った数字となっております。確かに言われるとおりの高いです。本庁の、ここの、先日、ここの空調関係をやり替えた際にも発電機の方を入れ替えたわけなんですけれども、本庁の場合は、キロ数がちょっと高いわけなんですけれども、その時もかなり高額の見積りがあがってきたこともありまして、担当の方にはもうちょっと調整すべきではないかということ等では指示したわけなんですけれども、結果的にこういう数字が出たということ等では確かに議員が言われますように、確かに高いというものでは私もそういう認識は持っております。

○議長(日高通君)

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

この発電機のこの単価書というんですかね。これは、すぐできますかね。説明が出来ますかね。この単価ですね。これは業者が出した金額ですよ。だから、メーカーの適正な価格はないんですかね。業者任せの額ですよ。これは。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

今回ですね、私どもはこの事業を施工する段階で設計業者が中に入っております。当然私どもの方にこの数字を出す前に設計業者の方を通して、設計業者の方から私どもの方にその数字が見積りがあがるというような形になってます。当然この数字については設計業者の方でも10キロワットが500万近くというものの等はチェックしておって私どもの方にきたということで、私どもの調整しております。

○議長(日高通君)

日高助廣君の本件に関する質疑は、すでに3回になりましたが、会議規則第55条の但書の規定により特に発言を許します。

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

私ども適正かどうかというのは、高いとしか言いようがありません。だから何かチェックできるような資料がありましたら出して下さい。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

確かに私もこの数字は高いと思います。500万近くのものが10キロワットの発電機、そんなにかかるんだろうかということ等は担当に私も高すぎるということで指示したんです。先ほど言いましたとおり、設計業者が一応中身を確認して、その数字が村にあがってきたということがあった関係で、であればうちの当初時点での落札率に応じて価格を算定した上で変更があるべきじゃないかということで、今回こういう形でだしてきております。議員が言われますように、設計業者の方で確認した数字というものは出せると思います。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

この管理の問題、今の発電機の管理の問題ですね。総務課長が指示をしていると、そうではなくてですね。やれという命令を、報告書を出すようにしたのかと。まず報告させると、今日しましたと。ただし、してる、そしてやっているだろうということではなくてですね。今月は何月何日にしましたという報告をさせるようにして下さい。それともう1点、他の島々では今これを入れ替える理由の中の1つが、算定があまりよくなかったと。他の島々においては、こういう心配というか全く無いということでもよろしいですか。その点だけ聞かせて下さい。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

出張員には業務報告を毎月あげさせていますので、その中で報告をさせます。それから2点目の方の他の島の6カ島での発電機の入替えの件ですが、これは近日中に近々中にといえるのでしょうか、財源を見極めながら22年度予算あたりにはあげてくる可能性があるんじゃないかと思います。その中で1番古いところは平島のコミュニティセンター。あそこは平成6年に整備された施設でございますので、そこら辺りが1番早い状況になってくるかと思えます。あと、悪石島が平成8年だったんじゃないかと思えますので、悪石島。それから口之島が中之島と同時期ぐらいでの入れ替えだったと思えますので、随時他の島も含めてその状況を見極めながら、また財源を見極めながら入れ替えること等はなってくるかと思えます。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君。

○5番(永田和彦君)

今回のこの質問の中でいる発電機に関してですが、過去の振興センター時代にあった発電機に関して災害時台風災害の際にちょうど私も公民館の方につめていたことがあるのですが、その際に対応が事務室だけだったという形で、一般住民の方が避難されていた際、特に移動式の呼吸器・酸素吸入器ですね。それを持ってこられていた方がいらっしゃたのですが、避難して過ごされていた部屋がちょうど2階部分の部屋で入られていたんですが、そこが発電機の方が対応できないと停電になった場合は、内臓のバッテリーでしか対応ができないという部分で、看護師の方も大分気を使われていたことがあったのですが、そこら辺について、今回のこの新しく出来るコミュニティセンターにおいて、発電機での対応が要するに事務室以外の例えばその災害時の避難場所になるような場所までカバーができるだけの能力があるのかどうか、その点について伺いたい。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

旧中之島振興センターにつきましては、後から発電機を入れた関係もありまして、その配電関係が整っていなかったということ等で事務所関係に限ったということで認識しております。今回につきましては、当然、集会室部分の照明機あいは電源の方も使えるというような形になりますので、対応は十分かと思えます。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君。

○5番(永田和彦君)

それともう1点ですね。このコミュニティセンター内に新しく生活改善施設ですね。改善センターに今入っている部分。そういったものの機能も移転するかと思うんですが、そうなった場合、やはり今まで通

り指定管理者制度の中で運用していくのかどうなのか。その点について伺いたい。また仮に指定管理者でいくとなった場合、指定管理をお願いするとすれば、やはり現段階では自治会の方を考えているのかどうなのかその点を伺いたい。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

この施設には、議員が言われますように、生活改善室が入ります。今現在高尾地区にあります開発センターのほうにも入っていますけれども、あそこは来年4月時期に向けて、一応あの施設そのものを開発センターそのものを指定管理という形で区分付けしたいと思っています。そうしますと、厨房部分と開発センターの方を分離するということがちょっと物理的に厳しいと思いますので、その厨房部分については、来年3月で指定管理の方を今の生活改善組合ですかね。自治会ですかね。との契約解除をしたいと。新しくここにできます厨房部分、生活改善室部分につきましては、4月時点での新規での指定管理をお願いするというような状況になっていくかと思います。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君。

○5番(永田和彦君)

今開発センターの部分について触れられたんですが、大型乾燥機施設と生活改善施設とその契約の仕方がどうだったのか、私もちょっとはつきり覚えていないんですが、別々でしてたんじゃないのかなと。契約を。そうなった場合、大型乾燥施設についてもやはり指定管理者、新規で受けられる開発センター全体を受けられるとなった場合、今の自治会以外の方が受けたとなった場合は、やはりそこに移管してほしいという形で考えているのか。今現在受けている自治会としては、私自身の考え方なんですが、むしろそういう形で一括で受けていただけるんだったらその方がいいのかなという気はしているんですが、その点について伺いたい。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

あそこの施設をですね、民間の方に委託を、指定管理をお願いしたいと開発センターを思っているわけなんです。そうしますと、光熱費の問題が伴いますので、あるいは分離してしまうと、今度は、逆にお互い間でややこしくなるんじゃないのかなという気がしますので、一応話が出ているところではそこを含めた形で話をしております。また、具体的に今実際に指定管理を受けている団体とのまだ協議はしておりませんので、これは今後、来年3月までの間につめていく必要があるのかなとは思っているところです。

○議長(日高通君)

他に質疑ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番(平泉二太君)

先ほどから発電機の話が出てますけど、私もこれはべらぼうに高いと思います。普通2・3キロのやつでも数万円で買えるんですよ。発電機というのは。だからここらあたり、購入の際に単品で10キロのがどのくらいで買えるのかと、業者あたりにも1回確認してみる必要が私はあると思いますよ。それと今まで使っていた発電機は不具合が出るよと、誰が見たのか分かりませんがそのあとその機械はどうするのか。完全に廃棄処分するのかそれとも払い下げるのか。と言うのはですね、私今まで役場関係はもちろん重機あたりみてますと、業者がかなり払い下げて安くなってそれを修理してバリバリ使っているのをよくみてたんですよ。それでどうなのか。業者あたりがダメですよと言ったら、安くで払い下げますと言って後はその業者がものすごく得をするような場面もみかけていますので、そこらあたり廃棄するのかどうするのか。今まで使っていた機械ですよ。どうするのかお答え願いたい。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

発電機の単品だけど、500万という数字はないわけなんですね。当然配線工事がともいます。当然2番議員からの話にもありますように、事務室部分への配線あるいは集会室部分への配線というもの等も含め

てのその 500 万弱の金額です。確かに先ほどから繰り返しますけれども、高いと私も思います。ただ設計事務所の中でチェックしているということ等があった関係で、私どももそれを信じざるを得ないということ等の中にはあります。再三繰り返しますけれども、担当には高すぎると指摘した経緯はあります。それから今まで使っている発電機についてですね、そこがどんだけ使えるものかということ等はまだ確認しておりませんので、もし使える用途があって別の部分に目的として使えるものであれば再活用というのは考えてみたいと思います。

○議長(日高通君)

ただいま日高助廣君から休憩の動議が提出されました。賛成者がありますので、成立いたします。

昼食の為休憩いたします。

午後は 1 時にお集まりください。

休憩

○議長(日高通君)

休憩以前に引き続き会議を開きます。

村長から提出された議案第 74 号、中之島地区コミュニティセンター建設工事の変更契約の締結についての件について、撤回したいとの申し出があります。

議案第 74 号、中之島地区コミュニティセンター建設工事の変更契約の締結についての撤回の件を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

異議ないようですので、議案第 74 号の撤回の件を追加日程第 1 として、直ちに議題にすることに決定いたしました。

△追加日程第 1 議案第 74 号の撤回の件

○議長(日高通君)

追加日程第 1、議案第 74 号の撤回の件を議題といたします。

○議長(日高通君)

議案第 74 号の撤回の理由の説明を求めます。

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

誠に申し訳ございません。74 号の中之島地区のコミュニティセンターの建設工事の変更契約につきましては、議員の皆様方の方にお配りしております、この見積り比較表ということ等を再度みた上でもご指摘のとおり見積り額に対しまして査定額の方が甘いという判断をいたしますので、撤回いたしまして再度今議会中に再提案をさせていただければと思います。申しわけありませんけれども、ご理解の方よろしくお願いしたいと思います。

○議長(日高通君)

お諮りします。只今議題となっております、議案第 74 号の撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、議案第 74 号の撤回の件は許可することに決定しました。

△ △日程第6 議案第75号 東之浜港改修工事請負契約の変更契約の締結についての件

○議長(日高通君)

日程第6、議案第75号、東之浜港改修工事請負契約の変更契約の締結についての件を議題とします。

○議長(日高通君)

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第75号についてご説明を申し上げます。この案件につきましては、東之浜港改修工事の工事請負変更契約請負契約の締結についてでございます。平成21年第3回10月議会におきまして、議案第57号で承認をいただきました案件の変更契約でございます。提案の理由につきましては、工事の一部を変更して実施する必要があるために地方自治法第96条第1項第5号ならびに議会にふすべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

変更の内容につきましては、当初設計において泊地面積1,206㎡でありましたが、土量8,120㎥浚渫する計画でありましたが、自業の早期完工を図るために面積377㎡、土量を2,557㎥を変更増いたしまして、泊地面積1,583㎡、土量にして1,677㎥浚渫するという内容でございます。請負金額につきましては、42,664,650円を増額いたしまして、190,050千円で変更請負契約を締結しようとするものであります。

平成21年の11月18日に仮契約を締結いたしております。お手元に配布いたしております、変更仮契約書を参考にさせていただきたいと存じます。説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

経済課長、この図面でこの赤の部分が増えたあれになってるよね。その何て言えばいいのかな。その部分とその下にいくと小さい青い線を引いたのが元のやつということ。それとも増えた部分というのは、この図面では分かるんだけど、元々の部分が増えたのがここに入っているのか。それとも総体的に増えたのが赤い部分なのか。説明願います。以上。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

赤い部分を示しているところがあると思います。上の段の方の青い部分で囲っている、赤が青い部分で囲っているところがございます。これが元で、その下の方に赤い部分で囲っている細長い1・2ミリ程度ですかね。この部分を変更したということになります。

○議長(日高通君)

ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第6、議案第75号、東之浜港改修工事請負契約の変更契約の締結についての件採決します。

○議長(日高通君)

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第6、議案第75号、東之浜港改修工事請負契約の変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第7 議案第76号 小宝島港改修工事請負契約の変更契約の締結についての件

○議長(日高通君)

日程第7、議案第76号、小宝島港改修工事請負契約の変更契約の締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第76号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、小宝島港改修工事請負契約の変更契約の締結にてございます。平成21年第3回10月議会におきまして、議案第59号でご承認をいただきました案件の変更契約でございますが、工事の一部を変更して実施する必要があるために地方自治法第96条第1項第5号ならびに議会にふすべき契約および財産取得または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。変更の内容につきましては、お手元に平面図それから縦断面図を添付してございます。参考にいただければありがたいと思いますが、まず当初設計におきまして、基礎工の捨石それから被覆ブロックの投入、根固方塊等の製作運搬等を計上しておりましたが、今回変更では上部工のコンクリート打設を計上しております。変更請負金額は、48,932,500円増を増額いたしまして、238,300千円で仮契約を締結するものであります。平成21年11月18日で仮契約を締結したものであります。お手元の資料を参考にいただければありがたいと思います。説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

変更の部分が理解しにくいんですけれども、基礎工も入ってるわけですよね。入ってない。上部工だけですかね。ということは、朱色の断面図を見て下さい。朱色のこの色はどういう意味ですかね。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

平面図をお開き下さい。その中で一番下の方を見ていただければ分かるかと思いますが、基礎工と上部工というふうに別れております。そして、基礎工の方がこの上の方をみていただければこの三角部分になります。これが基礎工です。当初のやつです。そして、左側の2つ長方形と正方形に近いやつを囲ってありますけど、これが上部工です。これが今回変更した上部工でございます。次の縦断面図をお開き下さい。その中で上部工の左側の方がこれだけコンクリートを打設するものです。というものを示したものでございます。次の標準断面図の方をみていただければ、まだ水色の部分が右側の方に残ってます。これがまだ打設をしていない部分で赤の朱色で囲った部分が今回計画を変更しようとするものでございます。以上です。

○議長(日高通君)

他に質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1 番(日高助廣君)

m³数は。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

コンクリート打設のm³数は920 m³です。お手元の参考資料というと1枚紙を付けてます。その中で第76の参考資料ということで、小宝島改修工事ということで、当初・変更・変更後というふうにして書いてあります。それでもって基礎工の方は抜けなければ変更なしということで、変更後も当初とそのまま同じのを書いてあります。上部工を見ていただければ当初では00ですが、変更の方ではこれだけ増えたというのを型枠を390、コンクリートだけは920というふうにして書いてあります。それは配られてないですか。

(「配られてないです。」との声あり)

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

失礼しました。私はてっきり平面図と一緒にそれも一緒につけているものだと思っておりました。後ほど配布させていただきます。

○議長(日高通君)

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長(日高通君)

質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

ちょっと確認をさせて下さい。前の分も何ですけど、普通ですと何日間とか出てるんですけど、いつから始まって3月30日までなのか分かりませんので、その点確認のため聞かせて下さい。説明を求めます。両方前の分もそうですけどね。完成期間、期限ですか。これは載っていますけどね。といいますのは、平島も小宝島も今回はたまたま台風という状況で船がつかない。上りも下りもつかないという状況で、非常にやっぱり小さいところ、人口の少ないところが、非常に難儀をしています。荷物、港の状況を一日もやっぱり早くですね、何とかしてやれないものかと陰ながら一生懸命考えているのですが、再三、この小宝の今の接岸港のこれからの時期の北西の何といいますか、波がかぶるところを、この機会に前回聞いたところによると移動してもいいというようなことでしたので、いつ頃から始まって3月で終わるのか分かりませんが、1つ2つおくということが出来ないものか、ちょっとあわせて議案と直接関係ありませんけれども、関連として質問させてもらいます。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

東之浜港それから小宝島港両方とも21年の10月の2日でございます。当初請負の方には書いてますけれども、変更の方には書いてありません。変更の方には完成期限だけです。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

あの経済課長、この件とは関係ないんだけど、小宝島で関連ということでちょっとよく意味が通じなかったのかな。岸壁側、船をつける今の現在の船をつける側の波をかぶる部分。前回、何回か前田議員も質

問したとおり何とかできないかということですので再三、要請・要望しているんですが、今回こういう機会に応急措置として、このいつなのか分かりませんが、打設ですのでちょっとそのへんが、機械ですか、そういうものがくるのかこないのか分かりません。くるのであればね、そういうことができないのか。できるならば何とかやって欲しいと思います。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

今回の変更は、上部工のコンクリート打設だけでございます。また当初というか、場所が違うもんですから申請時でも全然、5番議員の言われるところを、施工する予定はございませんでしたので、変更でもってそこにブロックなり投入という事は、今度の今の計画ではちょっと難しいところでございます。けれども、前から話を聞いているものですから、そういうことで担当の方とも相談してですね。できればそちらの方にいくらかの投入ができないか下関とも話をし、そういう計画が、計画変更が出来ないものか検討してくれということは話をしております。

○議長(日高通君)

ほかに質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第7、議案第76号、小宝島港改修工事請負契約の変更契約の締結についての件を採決します。

○議長(日高通君)

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第7、議案第76号、小宝島港改修工事請負契約の変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ △日程第8 議案第69号 権利の放棄についての件(特定離島：貸付牛)

○議長(日高通君)

日程第8、議案第69号、権利の放棄についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第69号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、権利の放棄についてでございますが、これにつきましては権利の内容ですけれども、特定離島ふるさとおこし推進事業における貸付牛の金銭債権でございます。放棄を受ける者につきましては、十島村中之島128番地、大野正己であります。債権放棄の額につきましては、33万円。黒毛和牛1頭分でございます。放棄の時期につきましては、平成21年12月4日ということをお願いをしております。放棄の理由につきましては、お手元の議案にも書いてございますように、大野正己君は平成15年度特定離島ふるさとおこし推進事業に係る雌牛貸付事業によりま

して、平成16年2月3日「ももこ」を借り受けまして、桜島のキャトルへ人工受精を終えるまで飼養管理を委託しておりました。その後中之島で育成を始めたわけですが、牧場に入れることを馴らすために、牛舎で肉用牛繁殖雌牛としての使用管理を行っておりましたところ、中之島到着後に約2週間後というふうに聞いておりますが、原因不明の病におかされまして当時の衛生補助員でありました、平泉二太君に治療を行ってもらったが、その甲斐もなく死亡をしたと。本件の償還金に関して、21年の2月に償還期限に到達したため、これを村が立替えて県に償還を行っていた関係で本人に催促いたしましたところが、この牛はすでに前任の担当者に話をしてそれは解決していると思っております、というようなこと等もありまして、調べてみましたところがこれがまだ未処理になっていたということでありまして、本人のこの費用の管理については、いろいろ最善の努力をしておったにも関わらず、飼養管理の責任にないようなことと判断したことから、特定離島ふるさとおこし推進事業における貸付牛の償還未済額の全部の債権を放棄するために、地方自治法第96条第1項第10号の規定によって議会の議決をお願いするものでございます。裏面に事故報告書も添付してございますので、参考にしていただきたいと思います。終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

ちょっといまちこれ分らないんですけどもね。本人はもう償還が終わっているというようなことですが、それは村が立替えてますよね。そうしますと、立替えてるからそれを請求したら本人はもう終わったもんだと思っていたという意味でしょうかね。そうしますと、これ33万ですかね。正確にはそうすると、33万そっくりになるんですかね。それともこれは村の我々のあれから、他のものこう出ておりますが、ちょっと例外のような気がするんですよね。例外といいますか、要するに村が立替えた払ったと。そうすると、村がそれだけ33万なのか分かりませんが、我々の税金から払われるわけでしょうけども。他の分について、このあれがどうなっているかは、また後で聞かないと分かりませんけどね。放棄する場合のいわゆるその金額は、県にも返さなくてもいいのか。県にはこれ返しているわけですよね。ところが、村はその分だけ牛もいないのに金だけ損しているということなんですか。この経緯、もう少し中身この15年から導入ですから約7年が、20年に死亡したんですよね。そしたら1頭か2頭とってる可能性がありますけど、その辺分かりますかね。説明願います。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

特定離島ふるさとおこし推進事業のこの雌牛の導入事業でございますけど、導入された方は5年後にすえ置きというのがございまして、5年後に支払うことになってるもんですから、それから15年で導入して5年後本年度になって、うちの牛の担当の者が大野さんに請求したところ、こうして15年度の貸付金がありますのでお支払いできませんでしょうかと通知したところが、この牛についてはもうすでに昔平成17年ですかね。17年の2月の20日にすでに死亡したと。そのときの担当の者と話をしてすべてそういう事務処理は終わっているものだと思っていた、と言う事でうちの方としても経緯そのものが全然分からなくてそれからまた担当に問い合わせたところが、確かに亡くなったという事実があつてですね。調べたところがこれは免責に値するのではないかなということで、今回ここに上程したものでございます。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

よく分らないんだけど、死んで一応死亡届を出して本当はされていけなかったものがここに残っていたのかな、どうなのかな。それで何で村が立替えたかが分からんね。一年後に死んでるわけだよ。なんで村がこれだけしたのか。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

これがですね。早目に分かっておけばですね、うちも県の方にその報告を出して免責の手続きがとれるんです。こうしてちゃんと診断書も出して適正な飼育を行っていたけど事故のために亡くなりましたというふうにすればですね、県の方も手続きをとってですね、その牛に対しては請求はきません。本村としてはそれが分からなかったものですから。貸付牛そのものは皆さんの償還を待ってから返すんじゃなくて、あらかじめ、こちらの方から、村の方から立替払いという形をとっておりますので、全額一応払ったわけでございます。そして、この大野さんにですね、請求したところが、この事実が判明しまして、この33万というのがすでに本村は払った後でしたので、それをまた県の方に返還してくれと、それはちょっと出来ないもんですから。前もって分かっておけばよかったのですけど。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

ということは単純に事務処理がされてなかったと言うことだよね。ミスだっていうことだよね。だからそれでこんだけの金額が損するわけよね。何かあるのかな、今後の。今までいろいろ畜産組合との兼ね合いというのがなかなかはっきりしていないものだから。そういう処理問題が色々あるよね。これもやっぱり村長も言っていましたけど、早くそういうことはしないと。後から、こんだけのお金大変じゃないですか。これ。これはちゃんとした責任とは言いませんけど、ちゃんとしてもらいたいんだけど。どうですか。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

本来であれば事故が起こったらすぐに報告してもらわないといけないわけでありまして、その当時の担当には報告したということですが、その証拠と言いますかね。そういうものがない。しがってこれは、これ水掛け論であろうと思いますが。とにかくこうした金を伴うものですので、しっかりした事務処理をしてもらうことが1番大切なことだとそういうふうに思っております。今回は、そうしたことで非常に残念ですが、止むを得ずこうした措置をとらなければいけない。これから十分そうしたことあたりを担当者は肝に銘じてしっかりした指導をしていかなければならないだろうと、そんなふうに思っております。従って、今後こういうことのないよう十分注意をして参りたいとそういうふうに思っております。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

またこういうことがないようにですね。来週、畜産組合長会議があります。その折でもですね、このような特定離島ふるさとおこし推進事業とか特別導入牛、そういう免責のかかる導入の牛についてはですね。事故とかそういうのがあったら直ちに報告してもらうように、またお願いしようと思っております。今も来年もまた特定離島のふるさとおこし推進事業のそういう償還が参るわけでございますので、担当の方にはですね。来年はそういう牛がないだろうとちゃんと確認をしとくようにしております。今後こういうことがないように重々気をつけたいと思っております。

○議長(日高通君)

ほかに質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第8、議案第69号、権利の放棄についての件を採決します。

○議長(日高通君)

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第8、議案第69号、権利の放棄についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第9 議案第70号 権利の放棄についての件(特定離島：貸付牛)

○議長(日高通君)

日程第9、議案第70号、権利の放棄についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第70号についてご説明を申し上げます。本案についても権利の放棄についてでございます。権利の内容につきましては、同様に特定離島ふるさとおこし推進事業における貸付牛の金銭債権であります。

放棄を受ける者は、十島村口之島156番地、松元憲治。債権放棄の額については、148千円であります。

放棄の時期は平成21年12月4日というふうにお願いをしております。放棄の理由ですが、本件の牛は「じゅんこ2」というものでありましたが、昭和63年度特定離島ふるさとおこし推進事業に係る雌牛貸付事業により、これは日高松彦氏が借り受けて、飼養管理を行っておりましたけれども、償還期限を前にして日高松彦氏が死亡をしまして、家族に畜産を継続する者がいないということで、本牛の行き場を失っておりましたところ、償還金額が472,500円あることや登録審査を受けずに無登記牛となっていたこと等もありまして、他の畜産農家も積極的に引き取ろうとする方がいなかった。そこで松元憲治氏が引き取りを申し出て、この際償還金の返済について、役場の畜産担当者との協議の上で自らが飼養する子牛をセリに出荷するたびに売上金の一部を本牛の償還に充てると、こういう約束で償還期限の到達した件に対する償還が始まったわけではありますが、本村が立替えて返済したようであります。その額は148千円ということであります。

本件は牛が5産をしたあとに、高齢によって不妊牛となったために、平成16年の8月5日に成牛処理で売却をいたしまして、その販売代金を償還に充てております。当時の畜産担当者とは、これで償還義務を負えたという話をしたようではありますが、その結果472,500円の母牛子牛代ですか。償還残額あったものが、償還残額が、先ほど申し上げましたように148千円残っているということで、本来であれば当初の472,500円全額が返済されるに未収金として残るところでしたけれども、松元憲治氏が324,500円だけは償還をしておったということになります。これらのことを考慮いたしまして、特定離島ふるさとおこし推進事業における貸付牛の償還未済額の全部の債権を放棄するということで、地方自治法第96条第1項第10号の規定によって議会の議決をお願いしようとするものでございます。この牛についても貸付牛にかかる事務報告書が提出されておりますので、参考にしていただきたいと思います。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

4番、平泉二太君。

○4番(平泉二太君)

これは同じ特定離島の牛なんですけど、5年後には33万円県に返済しないといけないわけですよね。ということは、この牛の33万円は県に返済されたんですか。5年後に。誰が。村が。33万円は5年後に村が返済して。それから15年くらい経ってるのに、その間そのままだったんですか。それと、この中に松元氏が引き受けてから5産させますよね。当然、子牛を販売して収入を得ている。その中でこれを返済できなかったのか。親牛もまた売却している。その中で、ということはそのまま33万円県には返済してその残った額を松元氏は村に返済していたというわけですか。詳しく説明してもらいたい。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

33万円じゃなくて472,500円で導入した牛でございます。でその後、5年後に村としては472,500円を立替えております。その後、もうすでにその時は日高松彦さんは亡くなっていましたものですから、松元憲治さんの方に再三に渡って請求しました。やっぱりその何ですかね、登記牛じゃなかったために無登記牛だったために5産してますけど、だいぶ安くてですね。その内のいくらかは返済してそれがずっと残って一番最後に成牛セリに出したお金代金そのものは全て払っております。で結局残ったのが、148千円ですか。そのお金が残りました。その148千円は成牛セリ市を出す時点でもってそれがいくらかになるか分かりませんが、牛を返すから、それでもって自分の償還はもうないものということを担当とは話をしたそうです。その成牛を売ったお金の残りの148千円というのは、自分は償還することはないだろうと思っていたということで。いろいろうちとしてもやっぱり聞いたんですけども、5産した時のそのときでもできたんじゃないのかなと。無登記のため安くてもたやっぱり餌代とかそういうのにいろいろかかったということでございました。導入したのが平成元年ですので、それから5産ですので、大体もう平成7・8年ごろにはどうですかね、平成10年頃までにはすでにその能力というか、なかったんじゃないかなと感じております。平成16年8月5日に成牛せりで売却してその販売代金は、全部償還に充てたということでございました。

○議長(日高通君)

4番、平泉二太君。

○4番(平泉二太君)

これふるさとおこし推進事業のやつじゃなくて、これ金融の貸付牛の間違いじゃないのかな。となれば、返す金額、県に返す金額というのは33万なんですよ。おそらく本人さんも手出しをこれはしてるんじゃないんですか。それとは違うわけ。その事業だけ偶然33万。分かりました。

それとですよ。この中には経費を差し引いた分を、子牛の売上げから返していくとあるんですよ。ということはこの子牛を販売していたけど、この中からは返してなかったということなんですよ。元を追っていけば牛の値段もいい時代だと思うんですよ。利益を相当受けていたと思うんですけど、そこらあたりはどうかかなと。5頭も販売してるんですからね。ここらあたりが、私はちょっと引かかる。あと残り14万いくらかあるからこれ村が出るというのはどうかかなと、私は思うんですけど。

○議長(日高通君)

ほかに質疑は、ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

472,500円を村が払ったと。そして、148千円これは入ってきたんですかね。それとも両方、前任者も後任者からもこれは入っていないということで理解していいか。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

日高松彦さんが買った時点では、472,500円でありましたけど、その後、松彦さんは亡くなってしまいました。その後誰も引き継ぐ方がいらっしやいませんでしたもんですから、松元憲治さんの方で引き取って飼育して5産させて、その内のお金を324,500円。これは松元憲治さんの方で払いました。今148千円が償還残額というふうになりますけど、いろいろ引き受け手のないのを飼育管理したとかそういう中でもってやっていたということでしたので、この148千円を残るところですけど、色んなことを考慮してですね、返済免除をお願いしたいということでございます。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

そうすると、村が142千円はさっきと同じと考えればいいんですよ。みんなのあれをお願いしますと、ことだよ。だからこれもそうだし、前もそうだしね、今になって当時の事務者がいないからか何か知らんけど、立て続けに毎年くるんだらうけど、何でこんな5年も10年も経ったものが出てくるのかおか

しくてしょうがないんだけどね。何でだろうね。逆をついたのか誰か教えたのか知らないけどね。大変なことだよ、これ。40 万 50 万の金、さっきの発電機が高いのどうのこうの、そういうところの話じゃないよ。早く、畜産組合とのそういった話、昨日も出てましたんでね。確立するようにして下さい。事務処理をきちんとできる体制をつくって下さいよ。

○議長(日高通君)

ほかに質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 9、議案第 70 号、権利の放棄についての件を採決します。

○議長(日高通君)

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 9、議案第 70 号、権利の放棄についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ △日程第 10 議案第 71 号 権利の放棄についての件（特別導入型基金）

○議長(日高通君)

日程第 10、議案第 71 号、権利の放棄についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第 71 号についてご説明申し上げます。本件についても権利の放棄でございます。放棄の権利の内容ですけれども、十島村に肉用牛特別導入型基金における貸付牛の金銭債権でございます。

放棄を受けるものは、口之島 171 番地、日高和弘。債権放棄の額は、330 千円。1 頭分でございます。放棄の時期は平成 21 年 12 月 4 日でございます。放棄の理由といたしましては、日高和弘氏は十島村肉用牛特別導入事業により平成 16 年 3 月 4 日、本牛「はなこ」を借り受け、肉用牛繁殖雌牛として使用管理を行っておりました。平成 18 年 1 月 15 日に人工受精を行い、同年の 10 月 25 日に出産予定でありましたが、同年 10 月 15 日に外陰部から大量の出血がありまして、本牛の状態がおかしくなって口之島衛生補助員である日高通氏に要請し治療を行ったが、出血が止まらず 1 時間後に母子ともに死亡したと。畜舎内に毒物や危険箇所がないか探しましたが、そういうものはなかったと。死亡の原因は特定できなかったものでありますけれども、それまで日高和弘氏は適切に本牛の使用管理を行っており、当日も現場に立会い最善を尽くすなど、飼養管理に責任がないと判断できることから、十島村肉用牛特別導入型基金貸付牛の償還未済額の全部の債券を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

審議途中ですけれども、しばらく休憩いたします。
協議会に移します。

協議会
休憩

○議長(日高通君)

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。
それではこれから、日程第 10、議案第 71 号、権利の放棄についての件を採決します。

○議長(日高通君)

お諮りします。
本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。
従って、日程第 10、議案第 71 号、権利の放棄についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 11 議案第 72 号 権利の放棄についての件（特別導入型基金）

○議長(日高通君)

日程第 11、議案第 72 号、権利の放棄についての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第 72 号についてご説明申し上げます。本件についても権利の放棄についてでございます。
まず、権利の内容ですけれども、十島村肉用牛特別導入型基金における貸付牛の金銭債権でございます。
放棄を受ける者は、十島村悪石島 坂元平治。債権放棄の額は 33 万円。1 頭分であります。放棄の時期は平成 21 年 12 月 4 日。放棄の理由ですが、坂元平治氏は十島村肉用牛特別導入事業により平成 17 年 3 月 2 日、本牛「はつみ」を借り受けて、肉用牛繁殖雌牛として使用管理を行っておりました。平成 18 年 11 月 17 日に人工受精を行い、平成 19 年 8 月 29 日に出産を迎えましたが、難産となりまして家畜衛生補助員である坂元裕幸氏に助産の応援を要請し、出産の介助にあたりましたが、出産は困難を極め、出産を終えたときには本牛は骨盤骨折をおこしておりまして、獣医師の診断を受けたところ状態が

悪く、治療方法がないということでありました。その2日後の平成19年8月31日に子牛が死亡し、翌9月の1日には本母牛も死亡したと。それまで、坂元平治氏は適切に本牛の使用管理を行っておりましたけれども、また当日も現場に立会い最善を尽くすなど飼養管理者には責任がないと判断できることから、十島村肉用牛特別導入型基金貸付牛の償還未済額の全部の債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定によって、議会の議決をお願いするものでございます。説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第11、議案第72号、権利の放棄についての件を採決します。

○議長(日高通君)

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第11、議案第72号、権利の放棄についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第12 議案第73号 権利の放棄についての件（特別導入型基金）

○議長(日高通君)

日程第12、議案第73号、権利の放棄についての件を議題とします。

本案については、私、日高通に直接の利害関係のある事案であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって除斥とし、退場しますので、議長の職務を副議長の有川和則君にお願いいたします。

(議長退場)

○副議長(有川和則君)

本案につきましては、日高通議長が除斥となりますので、副議長の私が議長の職務を勤めさせていただきます。それでは、提案理由の説明を求めます。

○副議長(有川和則君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第73号についてご説明を申し上げます。本案につきましても権利の放棄についてでございます。権利の内容につきましては、十島村肉用牛特別導入型基金における貸付牛の金銭債権であります。放棄を受ける者は、十島村口之島20-59番、日高通であります。債権放棄の額は33万円。子牛1頭分であります。放棄の時期は、平成21年12月4日。放棄の理由でございますが、日高通氏は十島村肉用牛特別導入事業により平成17年2月2日、本牛は「ひろこ3」を借り受け、肉用牛繁殖雌牛として使用管理を行っておりました。平成20年7月13日に人工受精を行い、平成21年4月23日に出産予定でありましたが、約2ヶ月ほど早く出産のような前兆がありまして、放牧場で他の牛から危害を加えられて早産したというのではなく、流産ではなかったかと思われますけれども、口之島衛生補助員である日高和弘氏にも立ち会っても

らい処置を行おうと試しましたが、なすすべもなく母牛ともに死亡をしてしまったと。

そこで日高氏は適切に本牛の使用管理を行っており、当日も現場に立会い最善を尽くすなど飼養管理者に責任がないと判断することから、十島村肉用牛特別導入型基金貸付牛の償還未済額の全部の債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。裏面に事故報告書がございますので参考にしていただきたいと思います。説明を終わります。

○副議長(有川和則君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番(平泉二太君)

この牛も導入借り受けたのが17年の2月2日。これからいくとおそらく2・3ぐらいしてると思うんですよ。子どもは産んでると思うんですよ。2・3ぐらいは。死亡したのは、20年7月13日。となればですよ。例えば今後借り受けてから大体返済までに4・3ぐらいはするわけですよ。例えば返済前に死亡した場合は、この措置をとればですよ。借り受けた人は4・3までは売ってそこまではいわゆる丸儲け。親牛が死んでから、あとは免責して下さいということになるんですよ。先ほど平田議員もおっしゃってましたけれど、今後、畜産組合長会議もありますから、例えば出産でもしている牛については、今後免責をしないとかきちんとした型で決めておかないと今からこういう例がどんどん出てくると思うんですよ。だからもうちょっと、今後うちの基金に関してもちょっと厳しくする必要があるんじゃないかと私は思っております。

○副議長(有川和則君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

4番議員のいわれるとおりだと思います。あのもう1つ繁殖雌牛導入牛というのはそういう感じから一切免責がございません。また今度の組合長会議におきましてですね。4番議員の言われたとおり組合長会議においてそういう話をして、どのような形になるのかは分かりませんが、もらい損というか基金を運用していくわけでございますので、いくらかでも基金が(聞き取り不能)すれば後々の方に迷惑がかかる恐れもありますので、ぜひそのことは今度の組合長会議でも議題にあげて検討していきたいと思っております。

○副議長(有川和則君)

ほかに質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

今4番議員のいわれた何回かされていると。2点前のぐらいのは、たぶんほとんど1年未満で亡くなっていると思います。今言うのは、何回かしているという実績はないんでしょうかね。そういった調査をした結果は出てないんでしょうか。例えばいくらで売ったとか、販売いくらだったとかいうのは出てないんでしょうか。今言われたとおり、基金はどんどんなくなっていく。いいわいいわって、これやっていけば金がいくらあっても足りないんじゃないの。どれだけのこのここに持ってくる、経費とするのにね、放棄するのに、どれだけの調査なりをしてここに出てきたのか。ちょっともう少し説明してもらえませんか。

○副議長(有川和則君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

今あのここに議案第73号であがっている、どれだけの牛を売買したか、この雌牛が「ひろこ3号」ですか。これがどれだけ子牛を出産して市場に上場して、いくらのお金が入ったということは今のところは、把握をしておりますけれども、肉用牛の施行規則からいけばですね、そういうことがうたっておりませんので、また畜産組合長会議でも議題にのせましてですね。その規則をまた変えるというふうに考えております。組合長会議において同意を得まして、どのような形をとればいいのかというのを検討する必要があるかと思っております。

○副議長(有川和則君)

ほかに質疑ありませんか。

しばらく休憩します。

休憩

○副議長(有川和則君)

本会議に戻します。ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○副議長(有川和則君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○副議長(有川和則君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 12、議案第 73 号、権利の放棄についての件を採決します。

○副議長(有川和則君)

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長(有川和則君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 12、議案第 73 号、権利の放棄についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

○副議長(有川和則君)

日高通議長の除斥に係る事案が終了しましたので、議長を交替いたします。

しばらく休憩いたします。

(有川和則副議長 議長席から降壇)

(日高通議長 議長席へ着席)

△散会

○議長(日高通君)

休憩以前に引き続き会議を開きます。

これで本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は午前 10 時にお集まり下さい。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労様でした。

12月2日（水）

△開議宣告

○議長(日高通君)

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表の通りといたします。

△日程第1 議案第89号 中之島地区コミュニティセンター建設工事の変更契約の締結についての件

○議長(日高通君)

日程第1、議案第89号、中之島地区コミュニティセンター建設工事の変更契約の締結についての件を議題とします。

○議長(日高通君)

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第89号についてご説明を申し上げます。本案は十島村中之島地区コミュニティセンター新築工事の変更契約の締結でございます。昨日の本案件の審議につきましては、大変ご迷惑おかけして申しわけありませんでした。ご指摘のあった発電機の新設を再度請負業者に積算見積りさせまして、お手元に配布しておりますように、発電機本体それから運搬費、据付工事試験運転調整技術員派遣費等での内訳による再提出をさせまして、その額をそれぞれ査定してさらに落札率で調整をした結果、発電機設置の直接経費1,806,885円としております。また外壁の塩害に対策としての防水型複層塗料の直接経費につきましては、775,671円で、これに諸経費を加え外壁塗装関係が1,005,930円。発電機設置部分が2,343,264円となりました。今回の変更請負契約金額を3,349,194円で、変更後の請負金額が171,349,194円となるものでありまして、今回再度議案の提出をしているものであります。宜しく願いをいたします。説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

指摘をいたしました、この発電機ですね。見積りの金額でありますけれども、当初の見積りのですね380万でしたかね。380万ということは、240万ほど減額ということで、このようなですね。当初の見積りの段階ですね。もうちょっとチェックができたと思います。ですから業者任せですね。見積りをそのまま鵜呑みにしてですね、設計を行うということは今後はですね、やめて欲しいということでやっぱり財政も厳しい折ですから、もう少し慎重な契約を行ってもらいたいと考えております。金額的には適正だと考えております。このような金額を出されたということは、一步前進だと考えておりますので今後ともこのような適正な見積りをできるようにですね。指導を行っていただきたいと考えております。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

誠に申しわけありませんでした。私どもの方は本来ならば仮契約の段階で、チェックをして再度設計業者等の中で詳細に詰めるべきだったわけなんですけれども、そこを詰めが甘かったということ等で深く反省

いたしております。したがいまして、次回からこういうことのないように、再度職員にも指示を出しながら注意していきたいと思いますので、申しわけありませんでした。

○議長(日高通君)

ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 1、議案第 89 号、中之島地区コミュニティセンター建設工事の変更契約の締結についての件を採決します。

○議長(日高通君)

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 1、議案第 89 号、中之島地区コミュニティセンター建設工事の変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ △日程第 2 議案第 78 号 十島村育英奨学基金条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長(日高通君)

日程第 2、議案第 78 号、十島村育英奨学基金条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

○議長(日高通君)

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第 78 号についてご説明を申し上げます。本案は、十島村育英奨学基金条例の一部を改正する条例の制定でございます。十島村育英奨学基金の額の関係で条例と整合性を図るために、額の一部を改正しようとするものでございます。第 2 条中に 30,000 千円ということではぼっきりした額を出しておりましたが、基金との関連等を考えますと、3,000 万円以内にしないとどうも整合性が合わないということで 3,000 万円を 3,000 万円以内に改めるということでお願いをしております。この条例は公布の日から施行するということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 2、議案第 78 号、十島村育英奨学基金条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

○議長(日高通君)

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 2、議案第 78 号、十島村育英奨学基金条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 3 議案第 79 号 十島村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定 についての件

○議長(日高通君)

日程第 3、議案第 79 号、十島村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

○議長(日高通君)

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第 79 号についてご説明を申し上げます。本案は、十島村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

乳幼児医療費助成の対象年齢を就学前までと拡大をいたしまして、十島村の少子化対策の一助となるよう改正を行なうものでございます。改正の内容ですけれども、別表で新旧対照表を添付してございますので、これで説明した方がよろしいかと思っておりますので参照していただきたいと思います。

まず第 2 条関係ですけれども、アンダーラインで線を引いておりますが、まず第 2 条のこの条例について乳幼児とは 6 歳に達する日以降、最初の 3 月 31 日までにある者をいうということで、今までのやつは 6 歳に満たない者の月の中途において云々と書いてございますが、それをただいま申し上げたような字句に改正しようというものであります。それから、2 項の関係ですけれども、この条例において助成対象乳幼児とは、医療保険各法に規定する被保険者または被扶養者である者で十島村の区域内に住所を有する者をいう。ただし、十島村重度心身障害者医療費助成条例、十島村ひとり親家庭医療費助成条例その対象者である乳幼児および生活保護法による保護を受けている乳幼児は省く、というところでございます。現行と比較していただくと意味はお分かりになるかと思っておりますので、省略をいたします。

それから、7 項で最後ですけれども、この新旧対照表の最後に、この条例において保護者とは親権を行う者、未成年後見人その他の者で現に乳幼児を監護している主たる生計維持者をいう。ということで追加をしてございます。それから、第 2 条の第 1 項の歯科にかかる医療以外の医療。これについては削除をしてございます。簡単ですけれども説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

2 番、永田和彦君。

○2 番(永田和彦君)

確認なんですが、この乳幼児の医療費助成の助成内容の確認と、それと例えば過去に私は、質問したこ

ともあったと思うんですが、例えばこの助成に関して中学校を卒業までとかそういった部分で今の経済情勢などを考慮した際に、再度、村として助成のあり方について、考えることはしないのか。その点について伺いたい。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

助成内容、第1点目ですけれどもこれは乳幼児はですね、6歳までの方は医療機関にかかってそこで治療を受けたとそれの自己負担が発生をいたしますけれども、それを、3千円を控除した額を助成しましょうということです。ですから、助成の方法につきましては、医療機関の方で申請を国保連合会の方に行いますので、住民の方々から直接申請をしていただくということはありません。それで直接また村の方から返還をするということになっております。それから、中学生までの医療費の助成を考えてないのかというようなことでありましたが、先般、課長会の中で私が申し上げまして、来年度の予算では、中学生までの医療費助成についても検討をしたいということを申し上げましたけれども、まだこれは決定はしておりません。そういう考えをもっていると、今度の新年度の予算編成にあたってはそういう要求もしたいということを申し入れております。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

是非中学生までの医療費助成の実現に向けて、厳しい財政状況は理解しておりますが、格段の努力をしていただきたいと思います。

○議長(日高通君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第3、議案第79号、十島村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

○議長(日高通君)

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第3、議案第79号、十島村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第4 議案第80号 十島村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長(日高通君)

日程第4、議案第80号、十島村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

○議長(日高通君)

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第 80 号についてご説明申し上げます。本案は、十島村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、児童福祉法の一部が改正されたことに伴いまして、十島村ひとり親医療費助成に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容といたしましては、これも新旧対照表を添付してございますので、これをみていただくとありがたいのですが、第 2 条第 4 項中に里親と書いておりますが、里親を小規模住宅型児童養育事業を行う者もしくは里親とこういうふうに改めたということであります。それからもう 1 つ、第 3 条の第 2 項の 3 号の里親を同様に小規模住宅型児童養育事業を行う者もしくは里親に改めるということでございます。この条例につきましては、公布の日から施行するということをお願いをしてございます。説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

5 番、平田傳義君。

○5 番(平田傳義君)

この備考の方に書かれておりますが、改正に伴うものだというようなことですが、この 4 条のところですね、お父さんとお母さんがいないと。本村に何名かいらっしゃいますか。確認のため。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

本村には対象者はおりません。このひとり親の条例の場合ですね、これは社会福祉法人等がその施設をですね、公営住宅等でできるというようなふうに改正がされておりますので、公営住宅法第 45 条の一部の改正ということで、事業市町村公営住宅に設けることができるというようなことの関係から小規模グループを養育者の居住においてということで、居住において虐待を受けた児童等を養育する場合には小規模住宅型居住型児童養育事業を実施できるということになるということでございます。

○議長(日高通君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 4、議案第 80 号、十島村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

○議長(日高通君)

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 4、議案第 80 号、十島村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ △日程第5 議案第82号 十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長(日高通君)

日程第5、議案第82号、十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

○議長(日高通君)

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第82号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定でございます。新型インフルエンザの流行に伴いまして、感染者の重症化を予防するため、新型インフルエンザ予防接種を実施することから接種手数料を定めようとするものでございます。別表で条例の改正条例を出しておりますが、ここで第2条の第1項の第37号の次に、次の1号を加え、第38号を第39号として以下順次繰下げるというふうになっておりますが、その下に38号で新型インフルエンザの予防接種手数料、高校生以上65歳未満の者1回につき2千円と書いてございます。この高校生以下65歳未満と書いてありますが、この満は1字不要ですので、消去して下さい。そして65歳以上の高齢者、医療従事者、生活保護世帯、非課税世帯、失礼、65歳以上の高齢者については1,500円ということであります。それから、医療従事者、生活保護世帯、非課税世帯、基礎疾患を有する者で法律等で定める者、妊婦、1歳以上の小児から中学生、および1歳未満の小児の保護者については、新型インフルエンザの予防接種手数料を免除するということであります。

さっき申し上げましたこの37号の次に38号を入れるということで、既存の38号から順次繰下げるというふうに訂正をしようと、改正をしようとするものであります。附則でこの条例は公布の日から施行し平成21年12月1日から適用するということをお願いしてございます。新旧対照表をこれでも添付してございますので、普通のこのインフルエンザの次に、普通のインフルエンザの手数料が37号でこの新型インフルエンザが38号とこういうふうになっておりますので、ご参照いただきたいと思います。説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

3番、前田功一君。

○3番(前田功一君)

私自身新型インフルエンザにかかってしまいまして、村の医療機関の方々には大変申しわけなく思いまして、ただそれ以上広がらなくて幸いだったなという思いでおります。それでちょっとここに手数料条例が入っておりますが、私の方の疑問としてですが、若干の今までのインフルエンザの手数料とすれば若干安くなっている点はあるんですが、わざわざこの新型インフルエンザの徴収料を適用しないと、従来のインフルエンザの接種と同じように取り扱えないのはどういうことなのかなというのが、1つの疑問です。

それと、この新型インフルエンザの予防接種はワクチンがなんか足りないと、ニュース等ではそういう話を聞いておりますが、うちの我が村ではいつごろからそのワクチンが手に入って接種が行われるのか等を聞かせてください。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

この新型インフルエンザはですね、今議員がおっしゃるとおりですね、なかなかワクチンが不足しているということを聞いております。それでこの手数料を定めたのはですね、どこも定めているわけですけども、インフルエンザのワクチン接種が6,150円ですかね、これだけかかるんだと。2回接種でですね。最初3,600円ということで、第1回目になってます。ですから、これらとですね、それと季節性のインフルエンザを分

けてですね、カウントをするという必要があります。新型インフルエンザは何人接種したんだと、そしてそれを国の方に報告をします。その関係でですね、これは分けてやっておくと。データのにもですね、分ける必要があるということで今回これを導入しました。

それからワクチンについては、今徐々に入ってきてつあります。したがって、今、基礎疾患の方がうちが71名ほどドクターの方からはこの方々については接種が必要だということで71名報告がきています。それから免除の方々に対する接種についても順次始めたいと思いますので、12月から接種をしたいと思います。12月の診療分からですね。これでだいたい、12月の診療で子どもたちあるいは基礎疾患のある方々には対応できるのではないかと、考えております。ですから、一般の方についてはまだどうなるかは我々の方も情報を得ておりませんので、国が定めている基礎疾患の方、小学生、中学生、乳幼児それから妊婦さんですか、これらの方については接種が可能だというふうに考えてます。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

非常に県内でも2名ですか、最近も女性の方が。これは医療関係でしたかね、死亡したということでやはり弱性とはよく報道されてはいますが、そういう疾患のある方はやっぱり早目にですね、しなければいけないと思います。そこで、新型そのものは今ちょっと3番議員からも疑問がという話がありましたが、各島々で発生しているのか、いないのか、まずそれを。それと、いるなら何名ぐらいいるのか。どの島で何名ぐらいいるのか、ということをつかていけば説明をお願いします。

それから、これはやはりこれからですね、年末に入って看護師さんの不在時期に入るのではないのか。島の人も大変やっぱり心配をしております。そのへんについての特別の対応は考えていないのか。よく私全島の看護師さんが島の人なのか新しくとか来られているのかちょっと把握しておりません。少なくとも私どもの島にいる看護師さんは一応島出身では、村内出身ではありますけども、鹿児島じゃないかと思うんですが、そのへんやっぱり住民非常に心配しています。今いうように島でも発生して、本土に広がっておりませんので、皆ひと安心はしているんですけどもね。皆も出ないで家に居るというような状況でした。そういったことで、どういうふうに対応されるのか。代替看護師のいない島もあると聞きますが、1番心配しているのが年末年始についてのこういうものに対しての対応といいますか、代替看護師さん等々の情報交換といいますかね、きちんとしたものがされているのか対応について聞きたい。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

インフルエンザの流行につきましてはですね、村内で4名の方が、インフルエンザにかかったと。これは宝島だけです。他の島は発生がありません。この4名、かかった元の方はどうかというと鹿児島から帰って発生しているという方が多いです。2名の方は感染ということになるんでしょうけども。鹿児島から帰ってからの発生ということが多くですので、やはり手洗い・うがい・手洗いということの励行はやっていただきたいというふうに思います。

それから年末年始の看護師の不在時の対応はどうするかというご質問ですけども。私の方で住民課長名で、年末年始はこういう流行期をむかえて非常に乾燥し流行期をむかえるから今年の冬は島で待機をしていただきたいということで、通知を出しました。ですから、外野の方からはいろんな情報が私には直接聞こえてきませんが、何で残らないといけないのか、というようなことも言ってるみたいですので、そのことを理解していただいてですね、ぜひ年末年始は島で過ごしていただきたいというふうに私の方でまた再度文書でも出そうかと思っています。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

村長、いま住民課長の方ではそのいうふうに対応したということですけども、村長名としてですね、命令としてどこまでできるか分かりませんが、できるだけその方向でやっていただきたいというふうに思いますので、後で考え方を聞かせてください。

それからこの疾患には、71名、12月に各島日赤診療でやられるんだと思うんですけど、およそ日程が決まっているならば年内にするんですよね。その日程が決まっているなら、日赤の巡回の日程が決まってい

るんであれば聞かせてください。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

診療の日程は決まっております。ちょっとここに、日程表持ってきてませんけども、それは順次各島にも流してありますので、また議員の皆さんの方にも必要であればお配りしたいと思います。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

今住民課長の方から看護師の年末年始の対応については話がありましたように、そういうインフルエンザ等が発生してなければ過去においては、それぞれ年末年始の休暇もあるわけですので、そういうことで特に島に代替看護師のおる人たちについても同様ですけども、休暇を与えておったわけですが、今回はそうしたことでいつなんどきインフルエンザ等の発生が起こるかも分かりません。そういうような意味では、非常に大事な時期だろうと思っておりますので、今回はそうしたことで島におっていただくということをお願いしたいとそういうふうにしております。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

ワクチン接種に関してなんですが、基本的に基礎疾患をもっておられる方、それから乳幼児等優先順位の高い方からされていくのは分かるんですが、ワクチンの有効活用という部分で最近マスコミでも言われている部分で、例えば本土であれば1ヵ所に各医師会のお医者さんなりが集まって一斉接種という形でできるだけワクチンの無駄を出さないように。要するに封を切ってしまえば、24時間しか使えないという中でそういう対応をされていますが、例えば本村において各島での接種を行った場合に、そこら辺のワクチンの無駄を出さないために、例えばその使用した後に残りがでた場合とかのですよ、有効活用という部分については、一般の住民の方に接種するのが1番いいというのは分かるんですが、例えばそういった部分においてその接種において、どういった形で一般の住民の方の優先順位をつけていくのか。そういった部分についてどのように考えているのか伺いたい。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

本村の場合はですね、一瓶といいますかね、20ミリ。これが2人接種用として購入しております。それで、本村の場合はやはり個別接種ではなくて、集団接種。いつからいつまでの間に、ドクターがいる間に打たなくてはなりませんので、その時間帯に打ちます。鹿児島本土の診療所、病院みたいに行った時に打ってもらうというような1ミリ接種じゃありませんので、ワクチンを残さないためにもそういうことをやっているということになります。

それから、一般の方々についてはまだどのようなふうになるかということも県のほうからの指示ありませんし、ワクチンの入り具合も分かりませんので、これはちょっとお答えできませんけども、ワクチン接種については残らないように接種をしていくというふうにしています。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

一斉接種という部分は分かります。そういった中で、各島での使用量に、接種予定量に対してちょうどの部分をもっていったてそれを使い切るという形で、優先順位の考え方の分で終わるんであればいいと思うんですけど、そこで残が出たりした場合の部分までやっぱり考えておかないと。せっかくあるものを、優先順位の部分だけで無駄にするとかそんなことがあってはいけないと思うので。ただ、そうなった場合のそれならそういったときに一般の例えばその、優先順位以外の方で接種を希望される方の接種についてどういった順番とするのよというのが、先般テレビでニュースで見たのは、医療従事者のたまたまその病院におられた看護師さんとかの子どもさんとかそういった形で、無駄にしないために接種をしましたと。そういう形で国も無駄を出さないようにということだったからそうしたと、いうことだったけれども、後ター

般住民がその事実を知った場合に、何でそういう形になるのというのもやはりありました。うちの場合もやはり、そういった部分で誤解を招きかねないようなことが無いようするためにも、そういった部分についても実際の現場での使用量と使用見込み量とその準備する量と、そこら辺も無駄のないような形での対応計画をして、接種を行っていただきたいとそうように考えます。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

本村の場合ですね、余るといっても1人分しか余らないんですよ。ですから、その対応をどうするかということだと思うんですけど。それはですね、私の個人的な考えですけども、私見ですけども、肝炎疾患の方はですね、全ての方が肝炎疾患を注射しているわけではないんですよ。肝炎の中でもいろいろ種類が、ちょっと資料を持ってきてませんが、その中でこういう肝炎である人は打ってくださいということになっておりますので、余ったならばですね、そういう肝炎で対象になってない方々について、ドクターにまた先生をお願いするなりしてですね、やっていこうと。それを周知していこうというふうに私は個人的ですけど、今考えて、また課内で協議をして村長にあげて対応しようかと思ってます。

○議長(日高通君)

他に質疑ありませんか。

7番、有川和則君。

○7番(有川和則君)

今回のインフルエンザもですが、定期船を利用して帰った方がそのインフルエンザにかかったということなんですが、船内の消毒というのはしていないのか伺います。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

先日も1人の方がいらっしゃいましたので、その方の名前を聞いてそれでちょうどその方は特2におられたようでしたので、そこに入ったところの席の消毒とかそういうのは全面的にわたってやりました。なるべく住民課長とも話してですね、そういう罹患者がおった場合は、名前とそれだけは船舶の航路対策室長だけには教えてくれと、そこに席を取った場合は、その席を消毒をせないかんからということで話はしてあります。

○議長(日高通君)

7番、有川和則君。

○7番(有川和則君)

インフルエンザにかかった段階で、すぐ報告は連絡はせんといかないと思うんですよ。船舶の方に聞いたら、そのインフルエンザにかかった患者はどこの船に乗っていたかも分からなかったという状態でした。今後やっぱり特に指定席ということは密閉された部屋ですので、特に消毒は大事なかなと思いますので、今後やっぱり気をつけていただきたいと思います。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

島に行ってから発病するというわけですので、やっぱりその住民課がそれをとらえたときに、どこに乗船していたのか、本人から聞かないとこれはおそらく分からないだろうと思います。ですから、そこらあたりの注意は横の連絡でやっていかないといけないだろうと思っておりますので、船舶の方にも課長が今日はおりますので、そうした意見があったということ。やっぱり横の連絡をとるような方法を考えていかなければいけないだろうとそう思っております。第1号については、何か消毒をして騒動したようなことも聞いておりますけれども、2号の場所はどうかだったのかちょっと分かりませんが、そうした対応をやっぱり考えていかなければいけないだろうと。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

最初の方で感染者が4名と申し上げましたが、5名の誤りでしたので訂正しておきます。

○議長(日高通君)

他に質疑ありませんか。

3 番、前田功一君。

○3 番(前田功一君)

今のことでちょっと気付いたんですけど、例えばですよ、感染したのが鹿児島で滞在中にもう分かったと、本人はやっぱりインフルエンザの間は鹿児島に滞在するでしょうけど、直ったらやっぱりすぐ帰ると思うんですよね。そのときに、インフルエンザがうつる期間中は本人は自粛はすると思うんですけど、それでもやっぱり船の関係とか当人によっては自分はもう直ったからすぐに船に乗りたいという場合等が、今からそういう例が出てくるのではないかなという気もするんですよね。そのときの対応をどうするかということが、本人が何も言わなければそれも分からないままで済むんですね。可能性もあるわけなんですけど、そのときちょっと考えるのは、多客時期じゃないときなんかは後ろの方は部屋等空いてるので、そういう申し出をしていただければせめて隔離といったらおかしいけど、そういう部屋でのってもらおうというような対応等はしなくていいのかなと思ったりもするのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長(日高通君)

これよりしばらく休憩します。

協議会に移します。

協議会

○議長(日高通君)

本会議に返します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 5、議案第 82 号、十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

○議長(日高通君)

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 5、議案第 82 号、十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(日高通君)

しばらく休憩に入ります。

11 時 5 分にお集まりください。

休憩

△日程第 6 議案第 83 号 平成 21 年度十島村一般会計補正予算第 3 号についての件

○議長(日高通君)

休憩以前に引き続き会議を開きます。

日程第 6、議案第 83 号、平成 21 年度十島村一般会計補正予算第 3 号についての件を議題とします。

○議長(日高通君)

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第 83 号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、平成 21 年度十島村一般会計補正予算第 3 号でございます。

まず 2 ページをお開きいただきたいと思いますが、一般会計補正予算第 3 号につきましては、現在の歳入歳出予算額に 54,637 千円を追加いたしまして、歳入歳出の予算総額が 3,883,028 千円となります。今回の補正予算の主なものにつきましては、先の村政座談会において住民より要望のあった生活環境整備事業等の一部 28,416 千円と、それから海岸漂着ゴミ対策費 10,359 千円が主なものとなっております。まず、事項別明細の 8 ページをお開きください。8 ページの歳入関係から順次説明を申し上げます。

まず、地方交付税につきましてですが、普通交付税を 40,000 千円増額しております。これは今回補正の財源調整として計上するものでございます。ちなみに本年度の普通交付税額確定額は、1,404,539 千円となっております。対前年度比 24,490 千円の増額となっております。

次に分担金および負担金であります。心身障害者扶養共済制度の負担金が見直されたことから、105 千円を増額するものであります。使用料および手数料につきましては、衛生費手数料として季節性インフルエンザの予防接種の接種者増により手数料を 5 千円増額してございます。

それから国庫支出金につきましては、3,597 千円を増額しております。まず、総務費補助金で 4,170 千円の増額で、先の議会第 2 号補正予算でも説明を申し上げました消防庁からの緊急放送を各市町村で瞬時放送ができる全国瞬時警報システムの改修費を増額するものでございます。また、民生費の補助金の減額につきましては子育て応援特別手当として、小学校就学前 3 学年の子ども、平成 15 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日生まれの者に対しまして、1 人あたり 36 千円が支給されるとして予算措置をしているところでありますが、国からの補正予算の執行停止通知により 983 千円を減額するものであります。それから、衛生費補助金につきましては、新型インフルエンザ接種助成臨時補助金として、基礎疾患患者・妊婦・子ども等を対象に本年度の時限措置による補助金 410 千円を見込んでおります。

次に、県支出金につきましては、10,769 千円を増額してございます。衛生費補助金で、地域グリーンニューディール基金事業を活用して海岸漂着ゴミ対策に取り組むための経費 10,359 千円を新規計上しております。ご承知のとおり、本年 9 月下旬頃から黒潮流域にあたる本村から種子島・屋久島方面にかけての多量の流木が押し寄せてきております。この処分費ならびに他の海岸漂着物をあわせて環境省の本事業の採択となったところであります。

次に、農林業補助金の減額につきましては、特定離島事業の予算執行を行ったものであります。

9 ページにいきまして、商工費補助金につきましては、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用してトカラ特産品販路拡大事業をはかるために 1,201 千円を計上してございます。消防費の補助金の地域火災予防活動推進事業において、住宅用の火災警報器の設置確認ならびに設置業務を消防団で実施させるための経費 200 千円を計上。その他の県補助金につきましては、特定離島離島事業の執行残を整理するものでございます。

次に、総務費委託金につきましては指定統計・工業統計と農林センサスの委託費確定により 539 千円を増額しております。諸収入につきましては、161 千円の増額をしております。説明欄に記載しておりますとおり、重度心身障害者医療費助成返納分が 33 千円と農林水産費の受益者負担が 128 千円をそれぞれ計上するものであります。

次に 10 ページの歳出になりますが、総務費は 6,701 千円を増額してございます。主なものは一般管理費

において行政報告でも申し上げましたとおり、職員の欠員と技術系職員の拡充のため、平成 22 年 1 月 1 日付けで職員採用を予定していることから、給料を含む人件費 1,407 千円を計上してございます。また行政事務のアウトソーシングを進める上から、民間から派遣職員 3 名から 4 名受け入れたいと思っております。その委託料 3,214 千円見込んでおります。今回は試行的に取り組むものでありまして、稼働状況がよい方向であれば、来年度から本格的に導入していきたいと考えております。それから負担金補助で、諏訪之瀬島自主共聴施設が台風被害を受けたことから補修費の 8 割補助 640 千円を計上してございます。

次に、10 ページから 11 ページの財産管理費であります。村政座談会で要望のあった平島地区コミュニティセンター他 2 施設に歩行用の手摺り設置として賃金・原材料 292 千円。また備品購入費は新規職員・派遣職員の机等購入を計上してございます。

次に、企画費の負担金補助の 400 千円につきましては、宝島地区テレビ共聴受信施設の地上デジタルテレビ導入工事が終了したことから、その受益者負担経費を助成するものでございます。

12 ページの賦課徴収費は法人村民税で減額修正申告が発生したことから、同村民税を還付する必要から 132 千円を計上したものであります。次の統計調査費の主なものは、農林センサスが 553 千円を計上しております。これは、22 年 2 月 1 日時における農林業の実態を 5 年ごとに調査する統計調査で、その調査経費分でございます。

次に、13 ページの民生費につきましては 9,243 千円を増額しております。13 ページの社会福祉総務費の負担金補助および交付金で、定住促進対策として U ターン者への転入支援分 100 千円と出産一時金の 3 分の 2 支援 280 千円を計上しております。繰出金では、国保会計への基金安定軽減分として 1,243 千円と同会計の医療費が増大したことへの対応として、村単独財源支援分として 7,515 千円を見込んでおります。また介護保険会計への繰出しについては、介護給付費の増加による法定分として 1,044 千円措置したものでございます。

14 ページの児童福祉総務費の 983 千円の減額につきましては、歳入で説明いたしましたように子育て応援特別手当が国からの予算執行停止通知にもとづくものでございます。

次に、衛生費については歳入でも申し上げましたように、10,367 千円を増額でございます。まず保健衛生総務費の繰出金で諏訪之瀬島地区局部配水管の布設改良。これにともなう簡易水道特別会計に 1,507 千円繰出すものであります。次の 15 ページの環境衛生において、先ほどふれました海岸漂着ゴミ回収として、環境省の地域グリーンニューディール基金事業の採択を受けたことにともないまして、10,359 千円を計上しております。この事業採択により 3 から 4 ヶ月前から急激に漂着している流木撤去を含む他の漂着ゴミの処理に取り組むことにしております。なおこの基金事業は、来年度分の処分経費も採択を受けているところでございます。

次に診療所費の減額となっておりますが、委託料において施設入所者分の新型インフルエンザ予防接種 15 人分 93 千円を計上してございます。農林水産業費は、7,718 千円を増額計上してございます。15 ページの農業振興費の減額は、特定離島事業の生活改善施設の執行残が影響するものでございます。

それから、16 ページの畜産業費につきましては、村政座談会で要望のありました事業として単独草地開発事業の事業費増、小宝島地区畜産用の竹粉碎機修理、口之島・悪石島地区牧場の伸縮式スライドオープンゲート新設経費 3,151 千円を計上しております。また林業総務費でも村政座談会の要望であります、悪石島地区林道旧大峰線を地域において補修するというので、原材料費と賃金として 4,520 千円を見込んでおります。

次の 17 ページの水産振興費につきましては、元浦港の設置の漁船上架施設の補修。中之島船溜トイレ電気引込工事、それから平島製氷施設換気扇設置工事の経費 1,135 千円を計上。それから減額では、特定離島事業の執行残 318 千円を減額しております。次に商工費は、3,778 千円を減額しております。商工総務費の委託料は歳入でも説明を申し上げましたように、ふるさと雇用再生基金事業を活用して本村の特産品を取り扱っている NPO 法人トカラ結プラザを活用して、特産品の販路拡大ならびに PR を促進する経費 1,202 千円を計上してございます。観光費につきましては、皆既日食対策事業の村単独分の一部を特定離島事業費で採択が可能となったことから、その組み替えを行っております。

19 ページの工事請負費の減額は、ななしま 2 の検査工事を当初予算で 2,706 千円計上していたところでございますが、ご承知のとおり、現在、主機関の換装工事を施工中であり、その事業の中で執行できるということから減額するものでございます。土木費につきましては、14,971 千円を増額してございます。村政座談会で要望のあった悪石島地区集落内等のガードレール設置費 964 千円と口之島フリー岳線の改良事

業同地区集落内のガードレール設置事業等それから、平島地区集落内側溝事業として 14,172 千円を計上してございます。港湾費は減額が主ですが、増額分として村政座談会での要望の宝島船待合施設の補修費 300 千円を計上しております。住宅費で平島・小宝島地区の村営住宅の浄化槽が破損による汚水洩れがあることから取替経費として 2,500 千円を計上しております。

21 ページの消防費につきましては、4,686 千円を増額してございますが、歳入で説明をしておりますように、住宅用の火災警報器の設置状況と調査を消防団員が担うことから、その活動手当 200 千円を計上しております。また悪石島地区ヘリポートの吹流し改修として原材料費と賃金で 1,000 千円。緊急時の瞬時警報システム改修費 4,170 千円を増額してございます。また減額では、特定離島事業の執行残の整理でございます。

次に教育費につきましては、1,071 千円を増額しております。21 ページの工事請負費の減額は特定離島事業の執行残の整理でありまして、原材料費の 95 千円を増額については、9 月時の赴任教員の給湯器設置によるものであります。22 ページの負担金補助および交付金の 456 千円を増額につきましては、本年 4 月から十島村会館廃止にともなう退去高校生の寄宿寮費の補助金としての経費でございます。23 ページの小学校管理費の委託料で小宝島地区体育館整備にともなう敷地調査費 814 千円を見込んでおります。本村の学校で体育館のない地域は小宝島のみでございまして、住民の切実な設置要望もありまして、適地ならびに財源状況を見極めながら前向きに進めたいと思っているところでございます。教育総務費の 120 千円については、婦人会子ども会への助成費を見込むものでございます。予備費として、3,658 千円を財源調整費として計上をしております。

以上で説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

1 番、日高助廣君。

○1 番(日高助廣君)

歳出のですね、15 ページから例の流木の関連ですけれども、あわせて海岸の漂着物の回収ということで 1 千万以上の経費を計上になっておりますけれども、この事業のですね、概要の説明をお願いしたい。それと単独のですね、単独草地関連が 16 ページに 50 万入ってますけれども、これの概要の説明をお願いします。それと、17 ページ特産品の販路の拡大の事業関係で委託料とありますけれども、これも概要の説明をお願いしたい。以上です。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

漂着ゴミにつきましてはですね、ここにも予算計上してございますが、これは業者に委託をしようと考えてます。そうしないですね、これ 1 千万以上の財源をいただいて事業を進める関係で非常に国からの今、会計検査員の方も厳しくなりまして、その実態をですね、やはり記録に残していく。仕事を始める前、あるいは始める途中の何回か、それから終わってからの実績ということで記録を残していくためにもですね、やはりぴしゃっとした処理作成が必要だということで、事業は業者に委託をして、そして島の方々を使っていただくというような事業にもっていかうかというふうに考えてます。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

16 ページの賃金でございます。これはあの平島はですね、今回やるところがだいぶ急傾斜地が多いものですから、そのために当初見越した賃金よりだいぶ増えそうな感じですので、平島の賃金をこれは計上してあります。

それから 17 ページの委託料でございます。これは委託料ふるさとのいろいろな特産品をですね、販路拡大のために NPO 法人の方に委託をしまして、販路を拡大しようと狙っているものでございます。

○議長(日高通君)

1 番、日高助廣君。

○1 番(日高助廣君)

流木の回収ですけれども、業者に委託ということでそれはいいんでしょうが、どの程度のですね、回収を行うのかということなんですけれども、流木だけなのか、それとも、その他のものも改修を行うのか。その内容について伺いたい。

それとこの賃金の件なんですけれども、全島で現在、装置の改良が行われておりますけれども、各島によってですね、その面積がですね、違っております。3町歩のところもありますし、2町歩、4町歩ということではばらばらになっておりますけれども、今回、平の方がですね、多くなりましたけれどもそのへんの調整の方法ですね。面積のですね。根拠はどういうふうにしておかれたのかというのを説明を願いたい。

それとあの特産品のですね、委託料をせっかく出すわけですから、経営実績の調査をですね、行って成果が上がらないとダメだと思いますので、やる以上ですね、やっぱり追跡の調査をしっかりと行ってもらいたいと考えております。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

村長も説明の中で申し上げましたけれども、流木はもちろんですけども漂着ゴミについてもですね、やっぱりこれは取っていくという基本的な考えではおります。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

先ほどの賃金の件でございます。これは平成19年度に団体営草地開発整備事業をしたときの賃金の歩掛というのがございます。それから割り出しているものでございます。例えば、中之島の場合は面積も広くて作業効率そのものもやりやすいということです。だから、通常の歩掛を使っているとして、それから口之島から平島ですかね、そういうところなんかは大変やっぱり急傾斜があったりするものですから、それなりの割増を入れております。

○議長(日高通君)

1 番、日高助廣君。

○1 番(日高助廣君)

ゴミの流木の回収なんですけれども。どの程度行うのか。基準をしっかりとしないと7つの島がありますから1島につき200万もありませんからですね。ですから、どの程度するのか。お答えください。

牧野の改良の件なんですけれども、本年度は補助金が出ないということで単独でですね、行っているわけなんですけれども、使用当初の実績とか牧野の面積とかですね、勘案をしまして各島に公平に賃金を出してほしいと思っております。口之島なんかですね3町歩と聞いておりますけれども、バス代のみでですね、焼いた方がですね、あとあとがいいんですけども、賃金がないんだということを言っておりますので、ぜひですね次からですね、もう少し畜産の実績とか頭数とかそういうものも含めまして面積等を公平に行ってもらいたいと思います。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

私どももですね、10月に全島みてまわったんですけども、一番多いのは口之島です。他のところはそんなにないんです。ですから、宝島がちょっとあるのか。それから、裏の方に流木があると中之島が裏の方に流木がちょっとあると。一番多いのは口之島だと思います。ですから、口之島やっぱり重点配分になるんじゃないのかなというふうに思います。まだ、算定がどうなるか分かりませんが。口之島の方が1番おおがかりになるかと思います。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

その賃金の件でございますけど、賃金は伐採それから火入れ・播種それから散布それを全て含んだもので計上してあります。

○議長(日高通君)

日高助廣君の本件に関する質疑はすでに3回を過ぎております。会議規則第55条の但し書きの規定によって特に発言を許可します。

○1番(日高助廣君)

牧野のですね、伐採の件なんですけども、組合員の皆さんと話を聞いたんですけども火入れは出来ないということを知っております。賃金だけでもういっばいだということを知っておりますので、そのへんの話は聞いてませんか。10月のあがってくるときに要望があったんですよ。賃金だけでできないからどうにかできないのかという話でしたので検討願います。

○議長(日高通君)

しばらく休憩いたします。

協議会に移します。

協議会

○議長(日高通君)

休憩以前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

審議途中でありますけれども、昼食のためこれより休憩いたします。

午後は1時よりお集まりください。

休憩

○議長(日高通君)

休憩以前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

他に質疑ありませんか。

3番、前田功一君。

○3番(前田功一君)

1点だけ。教育費の方で、小宝島体育館現地調査という予算計上されているんですが、これは残った小宝島体育館を造ることに対してのゴーサインとみてよろしいのでしょうか。

○議長(日高通君)

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長(久保源一郎君)

今回補正されているのは、小宝島体育館の敷地の確認と。ただこちらが計画しています予定地等がいろいろ状況がはっきりつかめてない。いわば、木がたくさんありまして森になっております。ですので、現地の方に踏み入れてどれくらいの敷地が確保できるかと。それから、それにとまないまして特に海岸端でするのでその方の候補とかそういったこと等も含めてですね、専門家いわば設計者等の方をいれてですね、詳しく調査したいと。それをもって住民等にお諮りしましてですね、合意が形成できればですね、計画にのせて建築にかかるということになります。

○議長(日高通君)

3番、前田功一君。

○3番(前田功一君)

ということは、だいたい何年あたりを目処に完成というか、するのは何年あたりを目処に進めているの

かを聞かせてください。

○議長(日高通君)

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長(久保源一郎君)

現時点では23年度着工ということが、1番手続的には順調な期間ではないかと。ですから、この調査を終えまして平成22年度には建築前のいろんな実施設計なり、基本計画実施設計なりそういった事前の審査を受けるための準備が必要かと考えております。

○議長(日高通君)

3番、前田功一君。

○3番(前田功一君)

ぜひ体育館を建設に向けて頑張っていただきたいと思います。なるべく早く実現できるようによろしく願いいたします。

○議長(日高通君)

他に質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

2,3点お尋ねいたします。まず、このNPOの関係ですが、100万あまりの販路拡大、なんかPRというふうに説明をしておりましたが、どのような計画をもっているのか。具体的に示していただきたいと思います。

それから、この新採用について。3名ですかね。1月1日ということであったのか、私の聞き間違いなのか。確認として、イス・机を102千円となっておりますが、3人であれば3人分なのか1人分なのか。説明を求めます。それから更にこの1月1日からですかね、私そのように聞いたのですが、新規採用で新卒者なのか、ある程度の中途といいますかそういう方なのかを説明をお願いします。さらにこの方々について、これまでおそらくこういうことは1回もないと私は記憶してるんですが、各島々に1週間なり10日なり研修の意味合いにおいて十島村を知っていただくと。役場を知るのではなくて、村を知っていただくという考えは研修としての考え方としてお持ちになるかどうかをお尋ねをします。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

今回の予算にしておりますのは、2名分の採用ということ等で進めております。ただ、2名につきましては、1名は確実に1月1日付けでの採用ということがほぼ決まっています。もう1名の方が今職業を抱えている関係で今月中に退職できるかということ等が、私どもの方に解雇通知が今の時点ではまだはっきりしないという状況になります。考え方の方は2名を採用したいということで予算と違ってきます。

それから、机につきましては3テーブル準備したいということで考えています。これは来年4月にはもう1名の方が遅くとも入りますので、3名の新規採用職員とそれから村長議案説明の中でも申し上げたかと思いますが、職員の加重負担ということ等の軽減の中で、業務の一部を民間へのアウトソーシングを進めるという意味合いからしまして、場合によっては年内に3名程度の派遣職員、場合によってはもう1名3名か4名程度の派遣職員をまず入れたいというようなこともありましてのテーブルの準備ということになります。当然人数的に合いませんけども、空きテーブルがありますのでそれを活用ということ等も考えています。

それから、3点目の方の新規採用職員を現地の方で1週間程度研修ができないか、というご質問ですけども、そうした気持ちは山々なんですけども、何せ1名の職員が入庁と同時に即戦力という形で1つの業務を負担させるという意味もあります。今現在職員が、2役3役をこなすような業務を抱えている関係がありますので、それがどこまで調整できるかということ等を見計らった上でそこは判断していきたいと思っております。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

経済課長は資料調達で席を外しておりますので。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

ちょっといま経済課長が今不在ですので、私の方で回答いたしますけれども、この商工費の方でふるさと雇用再生特別基金というものの等を活用いたしまして、今本村に唯一のNPO法人・結の施設があるわけなんですけれども、ここに国から県の方に鹿児島県の方に雇用を促進しようという意味合いの中で鹿児島県の方で一括で基金を抱えております。その中で本村の特産品の販売を拡大しようという意味で今現在のNPOの方は1名の事務職の方しかおりません。代表者の方1名です。当然販路拡大ということ等を考えた場合には、インターネットの活用ということ等が当然考えられるわけなんですけれども、ネット販売での促進をしたいということ等で1月から1名の臨時職員を抱えるという意味合いの中で人件費を1月から3月まで分という形での計上です。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

採用の方ですと1人は確実であると、もう1人は仕事をもっているということで中途ということに理解をいたしますが、十島村というものをですね、もちろん公共団体十島村というそのものもそうでしょうけれども、どの程度知っているのかというのは私も分かりませんが、ただ地図等々で見ただけではなくて例えば金曜日の事務にあんまり支障をきたさないという意味から言っても金曜日出航の船あたりを使ってですね、ぜひとも、何泊もはできないと思いますので一泊程度ですね、そういったものをぜひやったらどうかと先ほど言った1週間10日でなくてもですね。とりあえずどの島でも行っていただくというような、例えば1月かかっても2月かかってもという意味なんです、そういうことをぜひ私はしていただきたい。そして本当に島の暮らしがどういうものかということをし少しでも分かって、そしてこの事務のやり方についてもそういうことを十分に理解してもらって働いていただくということが、大事じゃないかというふうに思いますので、また1つそのへんも検討していただきたい。

それから、机の方は3人分ということですので、金額的に1つであればちょっと高いのかなと思ったりしたものですから、ちょっとはしっかりしたあれは分かりませんが、これは当然新しい商品だと思います。私が言いたかったのは、もしこれが1脚であるならばリサイクル製品等も使ったというような感じをもちましたので、一応お尋ねしました。

それから、このNPO、やっとなんというか、本当にいろいろ商品も島の人も宝でいけばバナナを一生懸命作ってですね、出してということでやっております。こういうものが島の人たちの少しでもですね、収入になればということで考えておりますので、インターネットこれはもうすでに出来るということですね。村内とは別の考え方ですね。すぐこれは出来るわけですね。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

新規採用職員につきましては、今議員がいわれますような形で機会を見つけまして、そういう時間というのはとっていきたいと考えます。それからNPOの関係につきましては、一応来年の1月からということ等で3月までの分を一応今回120万措置をしております。この件につきましては、先ほども触れましたとおり、21年度国の景気対策の中で、鹿児島県が基金を抱えて、そして各市町村のほうの雇用を促進しようという事業でございまして、またこの事業は22年度も一応確保すると確保されているということ等ですでに県の方とは協議済みになっています。したがって、21年度の1月から23年の3月まではこの基金事業の中でNPOの関係者の方も臨時職員1名が確保されるというような形になります。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

先ほど1番議員さんからもありましたが、この漂着ゴミの関係、もう少し聞きたいのですが、具体的に実際回収作業に入るのはいつ頃を目処にしているのか、それから仮にその改修してきた場合、当該搬出等までをこの委託料の中で行うのか、そこら辺についてを伺いたい。

それから、消防費の中のこの瞬時警報システム改修工事に関して、先般の中之島・悪石島等であった地震発生時に誤報があったかと思うんですが、あれがシステムエラーだったのか、ヒューマンエラーだった

のか、もしシステムエラー等であれば何らかの対応がなされたのかどうなのか。そのへんについて伺いたい。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

ゴミの係りサイクルについてですけども、この予算がとおりましてそれから見積りをしまして業者を決定いたしまして、速やかに事業が始まるようにしたいと。それから処分したものについては一応当該搬出までを考えたいというふうに思っております。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

2点目の方の消防費で計上しております、全国瞬時警報システム。これは先の10月の末にありました地震のあれとは若干違います。あれはですね、消防庁の方から私どもの方に解析ソフトというものを各市町村に配置されているんですけども、それがマッチングしなかったという意味合いがありまして、今現在県の消防防災課を通じまして消防庁の方に一応照会をかけています。あのときには、昼間に地震が発生し実際に島民に報道されたのは夕方8時前後ということ等で、4時間近くの間隔があったということで、大変迷惑をかけたような状況です。のちのメンテ業者の方に早速調査させまして、その結果として県の方も立ち会った中で、そういうような今疑いがみあたりますので、それは消防庁に照会をかけているということです。それからあの今、瞬時警報システムの中で今回400万、前回300万措置をしまして、700万くらいの消防庁からの瞬時放送を全国市町村の方に向けようということで、うちの方も補助金をいただく形になっているわけなんですけども。これは本村の防災システムといいますのは、親局は中之島そしてもう1つ起動局は本庁ということ等の中で、そこに時間差があるんですね。海上ということ等の問題があって。それを直接親局の方の中之島局を稼働させることによって瞬時に放送ができないものか、ということ等一応進めたいと思っています。これは当然起動局の方の本庁に入ってきて時間差があることによって住民への伝達が遅くなること等を解消したい意味合いの中で予算措置をしたということになります。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

失礼しました。先ほどのNPOの件でございます。これはうちの今十島のホームページがインターネットであるわけですけど、その中をちょっとリニューアルいたしましてですね。特産品コーナーを設けまして、その中でNPOの方が、いろいろな特産品の紹介をするという形でございます。それから各島にNPOの支部長さんがいらっしゃいますので、そういう方なんかにも定期的にこの情報を提供するということがあります。それからそのためにも、臨時の職員の雇用も考えているということです。

○議長(日高通君)

ほかに質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

先ほどのゴミの件ですが、島外搬出するということで定期船を利用するという部分で、今年度の事業でしようから3月末までだと思うんですが、そうなった場合例えば2月等はほとんどドックの関係等で動けないと。搬送ができないと思うんですが。そこら辺についてはどのように考えるのか。それから運賃等については、この時期の中でそこまで見ているのかどうか、その点を教えて下さい。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

これは村長の説明でもありましたとおり、2カ年事業ということでやって参りますので、また来年度についても事業費にあがってくるんでないかなというふうに思っております。ですから、2月中の搬出とかいうことではなくて、継続しながら最後の方に搬出になるのでないかなと思います。

○議長(日高通君)

4番、平泉二太君。

○4番(平泉二太君)

この漂着ゴミの件なんですけど、全島対象にしてやるのかそれとどの程度の各島規模なのか。それと、ここの林道管理費の中に旧林道大峰線伐採賃金とあるのですが、この林道は今現在使用されている林道なのか、それとも使用されていない林道で伐採するのであったら、何のために必要な伐採なのか。それと延長を何キロメートルか何百メートルか分かりませんが、説明願いたいなど。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

先ほどの林道大峰線でございます。これは今すでに廃道になっている道路でございますけど、この林道の周りにというかその道路の周辺にですね、いろいろまだ有効利用ができる畑とかそういうのがあったりして、そこに牧草を植えたいとかそういう要望がきたもんですから、そのための道路を伐採せんことにはならないということ。地元で伐採とかそういうのもしまして、それからこのコンクリートを計上してありますけど、そこは未舗装の部分であったもんですからその部分をコンクリートを提供してもらえば自分たちの方でそういう工事を行うということでございました。延長につきましては、300メートルでございます。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

漂着ゴミについては全島対象にしています。それで、量といわれましてもちょっとあれですけども、1番流木が多いのは、口之島です。それで流木だけでなくその漂着ゴミについても対象にするということです。量は何トンぐらいあるのかはちょっと、見てはきたんですけどもちょっと分かりかねるところです。

○議長(日高通君)

4番、平泉二太君。

○4番(平泉二太君)

今の大峰線の伐採なんですけども、全長300メートルで賃金の150万というのは、かなり高い金額だと思うんですけど、いかがなものでしょう。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

伐採賃金そのものは82万円で、それからその舗装するための賃金もまたこれも組んでいますので、これが70万程度かかるということです。

○議長(日高通君)

7番、有川和則君。

○7番(有川和則君)

教育費の中の高校就学負担金についてお尋ねします。これ対象者が確か1名ですよ。この456千円の内訳を詳しく知りたいです。

○議長(日高通君)

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長(久保源一郎君)

これはですね、該当者が1名おりましたので、今年度分の方で1名補助の助成額の方が月に38千円ということで、差額分をお支払いしています。実はこれは、この計算式につきましては、従来十島村会館があった時の親の負担分これを基準としております。ですから、当然現在下宿等をしております、それ等の差額分と考えておいてほしいと思っております。ですから、あと1年在学しますので、来年3年生までの分であと1年半ほど、1年ちょっとですね、助成をしていくと。その後につきましては、この助成の制度は今のところなくなるということになるかと思えます。

○議長(日高通君)

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第6、議案第83号、平成21年度十島村一般会計補正予算第3号についての件を採決します。

○議長(日高通君)

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第6、議案第83号、平成21年度十島村一般会計補正予算第3号についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第7 議案第84号 平成21年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第2号についての件

○議長(日高通君)

日程第7、議案第84号、平成21年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第2号についての件を議題とします。

○議長(日高通君)

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第84号についてご説明を申し上げます。本案は、平成21年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第2号でございます。

まず2ページに予算の総額を示してございますが、第1条で19,528千円を追加いたしまして、予算の総額を110,192千円とするということで、お願いをしております。

7ページの方にまず歳入ですけれども、国民健康保険税につきましては2,306千円を減額しております。

それから、国庫補助で8,095千円。これは療養給付費負担金であります。増額をしております。それから一般会計の繰入金につきましては、9,040千円を増額しております。保険基盤安定繰入金として1,000千円を増額し、保険税の軽減分および医療費についての補助としているものであります。本年度の申請額に応じて増額をしたものでございます。それから、財政安定化支援事業繰入金として、7,515千円を増額したものであります。医療費の増額にともないまして行ったものというふうに解釈していただければありがたいと思います。それから基金繰入金で、4,699千円増額しております。前年度の積み立てた基金の取り崩し分ということになります。

次に、8ページの歳出でございますが、保険給付費の療養給付費で19,085千円を増額しております。これは一般被保険者の医療費にかかるものでありまして、10月診療分支払いまでを見込んでおりますが、入院患者等にもなう医療費の増がございまして、今後の見込みを含めて増額しております。それから、審査支払い手数料そして23千円増額しております。これは月別の平均額が増額しておりますので、それに要する分でございます。それから保険給付費の出産育児諸費につきましては、出産育児一時金として420千円増額しております。本年度中に、出産予定者がいるというふうにご理解いただきたいと思います。

簡単ですけれども説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 7、議案第 84 号、平成 21 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号についての件を採決します。

○議長(日高通君)

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 7、議案第 84 号、平成 21 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 8 議案第 85 号 平成 21 年度十島村船舶交通特別会計補正予算第 4 号についての件

○議長(日高通君)

日程第 8、議案第 85 号、平成 21 年度十島村船舶交通特別会計補正予算第 4 号についての件を議題とします。

○議長(日高通君)

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第 85 号についてご説明を申し上げます。本案は、平成 21 年度十島村船舶交通特別会計補正予算第 4 号でございます。

まず 2 ページの予算の総額でございますが、32,809 千円を追加いたしまして、予算の総額が 881,895 千円ということでお願いしてございます。

それから歳入から説明を申し上げます。7 ページをお開きいただきたいと思います。歳入につきましては、まず運航収入で 32,059 千円を計上してございます。小荷物運賃で 114 千円。それから自動車航送運賃で 20,968 千円。貨物運賃で 10,977 千円の増額計上をしてございます。これは上半期において皆既日食関連事業の輸送量が増加したことから、今後の輸送量を推計し増額したものでございます。それから次の国庫補助金ですが、750 千円を計上してございます。これにつきましては、第 4 号補正に要する財源のうち運航収益を除いた額を国庫補助金で財源調整をしたものでございます。

それから歳出ですが、8 ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳出につきましては運航費用で 31,409 千円を増額計上してございます。主なものは、旅客費・小荷物取扱費・自動車航送取扱費・貨物費の増額につきましては、運航収益増額計上にもなう費用としてそれぞれ増額をしてございます。それから、燃料潤滑油で 21,743 千円を計上してございますが、これにつきましては当初予算において採用した単価より購入単価が若干上昇したことから現計予算に不足をきたすために、増額計上をしたものでございます。それから、船費で 7,175 千円を増額しております。船員費で 4,435 千円。これの主なものにつきましては、貨物輸送量増加にもなう船員荷役手当等でありまして、現計予算に不足をきたすことから 3,483

千円を増額計上してございます。それから船舶消耗品費であります 1,340 千円を増額してございます。これは、本年 4 月から 11 月の間に船舶部品関係の購入費用が増額しておりまして、現計予算に不足をきたすことから増額計上をするものであります。それから船舶修繕費の 1,400 千円を増額につきましては、本年度施工する工事のともない部品購入費用が、当初予算では未計上であった自動操舵装置部品等の費用を今回計上してございます。営業費用で 1,400 千円を計上しておりますが、この主なものにつきましては備船料で 1,050 千円を増額計上したものでございます。備船料の増額につきましては、本年度施工する定期船の定期検査工事に要する期間が長期にわたるために、入渠期間中の代替船の備船回数を 1 航海増加して運航する予定をしていることから増額計上をしたものであります。以上で船舶会計についての説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

2 番、永田和彦君。

○2 番(永田和彦君)

この燃料費の関係、先ほど村長の説明の中では単価の若干の上昇がということであったんですが、具体的にここ最近の入札での単価の推移。それから今後の見通しについて、説明をいただきたい。

それから、船員費の中の賃金ということで、臨時船員の賃金が含まれているわけですが、今現在何名の方を臨時船員としてお願いしていて通常航海の際には、何名ほど乗船されているのかその点について伺いたい。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

今この賃金であがっているのは、臨時ではなく職員の賃金でございます。それから、先ほどの単価でございます。現在の単価が 52 円 40 銭でございます。これを今見越しているのが、リッターあたり 60 円ということで見越しております。

○議長(日高通君)

2 番、永田和彦君。

○2 番(永田和彦君)

職員の方ということは、要するに本庁の臨時職員ということでいいんですか。この分は。それはそれで分かったのですが。今現在フェリーとしまの方には何名臨時船員としてお願いしているのか、その点について伺いたい。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

年間を通して雇用しているものは、3 名です。それからスポット的に乗組員の休暇とかそういう消化のために雇うものが年間の中でも 2、3 名は出てきます。

○議長(日高通君)

他に質疑ありませんか。

5 番、平田傳義君。

○5 番(平田傳義君)

本案件については直接のあれはないんですが、運航についてちょっと要望といいますか、要請をちょっとしておきたいと思います。地域活性化事業をあわせて名瀬便が 1 便増えているわけですけども、就航時 600、800 いやごめんなさい、680 回でいいんじゃないか。ちょっと分からないと思うんですが、原油の高騰により回転数を落としていると思います。そういう中で、名瀬入港、各島そうなんですが、かなりの時間が遅れてくるという状況になって、名瀬までも同じですね。そういう中で、奄美に着くのがだいたいもう 4 時半。これは本当は日誌等を見ていただければ分かるんですが。

ご存知のとおり、バスが空港行きの。例えば船の場合は 9 時半かな出航が。九時乗船の九時半。私が知っている限りでは、奄美航路はそういう形態だったと思います。時間帯ですね。ところが飛行機を利用し

ように思った場合には、バスの最終が空港行きが4時15分という時間になっております。4時に私は、4時に着いたことはあまりないんですが、4時についてもぎりぎり乗合場所までですね。行くのがぎりぎりなんですね。そういった意味でさっきも言った、遅くなった理由がもちろん天候も当然ありますけども回転数を落としていると、聞きますとこういう回転の方が船が非常にいいというようなことを聞いております。であるならば、出航時間をですね、他の島からもあったんですけども。他の島々からもなぜ名瀬ダイヤの出航時間にしないのかというようなことも当初これを冬ダイヤに変えたときにそういう意見もあったんですけども、わたしもそうして奄美を何回か利用してますけども、回転を落とし、そしてまた天候も含まれ4時に着くというのは、非常に少ないんですよね。そういった中で何とか20分程度、今11時50分ですか。20分程度ならば、もちろん今までも8人ですかね、こういう形態で走っておりますので、簡単に時間を変えるというのは非常に難しいのかもなとは思ってるんですが、そのへんのこの奄美からの乗り継ぎ等も全てのもので、考えた場合何かひとつのあれを考えていただきたいと検討をしていただきたいというふうに思っているのですが。もしそのへんで他の島からもあるならば村長の方で聞かせていただきたい。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

ご指摘のように一応燃費の関係で速度を落として航海していることはご承知のとおりであります。はっきりした順調にいった場合の名瀬着が何時であるのか、ちょっと今これ確認をしておりますけれども、だいたい4時頃ではないのかということですが、確かに飛行機を利用する人には窮屈な時間であろうかと思っております。ここで、私がどうするというその返答はちょっとできませんけれども、担当者と一応話し合って定時にいけば名瀬に何時に着くのか。そういう時間等の調整を試みる必要があるのかなと思っております。ぎりぎりで着く場合もあるんだと思います。それはやっぱり天候の都合にもよりますし、また積荷の関係で各島どこかで時間が遅れると、そういうようなことになっていくんだと。船としては極力その定期船ですので、定時にできるだけ到着するような配慮はしていると思うんですけども、そこらについてははっきりしておりませんので、一応関係者と語って調整ができるものであればそうした方向で進めたいと思います。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

データを日誌を見ればすぐ分かると思います。大半は、4時半近くに着いていると思います。例えば金曜日出航して月曜日の今の臨時といいますか、活性化のほうで走っている船が走っている船がありますが、あの時は確か速いと思います。続けて行く場合ですね、いわば。他の場合はだいたい4時半に近い時間に、ご存知のとおりタクシーでいけば7千円近く。これはもちろんそれに乗らなきゃいいわけですけどもね、だけどやっぱり便利なものに乗りたいということでいくわけですけども、バスで行けば1,100円ということになります。これは長年ですよ、こうして何ですか、今年に入ってこの時間で走ってますので、急に明日からどうこうというのは非常に難しいだろうと思うんですが、今いうことをデータとってですね、説明ができるようなものを作っていただいて、できるだけ早くですね。4月からとか私は申し上げるつもりはないんですけども、検討した上で村民の理解を得られるような形でぜひやっていただければありがたいと思いますので、一応要請といいますかお願いしておきます。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

先ほどの村長の話されたことに補足いたしますけど、口之島と中之島ですかね。そこの入港を早くやっぱり鹿児島の出航を早くすればそちらの入港が早くなってですね。そういう通船作業とかそれなんかも1つはあるもんですから、今の時刻の体系になっているわけでございます。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

今のことはね、やっぱり少数意見あると思うんですよ。冒頭にいいましたとおり口之島の方からも、今

冬ダイヤの時間帯についてなぜそうしたんだとそこだけでも、出航時間だけでもなぜ名瀬ダイヤにしないのかというような指摘を受けたということを先ほど申し上げました。で、そういうことももちろん少数意見ですがあります。それが全部ではないと思います。両方あると思いますので、そのへんはぜひいろんな意見を聞いてですね、やっていただければと思います。おそらく場合によってはやっぱり口之島の人も利用してタクシーを使わなければいけないということが必ずでてくると思いますよ。これからは。おかげさんで利用割引もいただいていますのでね、利用する方は多くなるというふうに思いますので。そこら辺は両方あるとおもいますので、是非当初はそうだったかもしれませんがね、ぜひまたいろいろ聞いてやっていただきたい。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

確かにですね、12 時出航というのは私なんか島に行くときにですね、だいぶその 12 時まで待つというのはちょっと苦痛でございます。でやっぱり、そういう意見があるのであればですね、やっぱり島の方なんか意見も徴集しましてですね、1 番ベターな出航時間にしたらいいんじゃないかなと思っております。

○議長(日高通君)

ほかに質疑ありませんか。

1 番、日高助廣君。

○1 番(日高助廣君)

今 5 番議員の方からの意見なんですけども、当初ですね夏ダイヤでということと言っておったんですけど、私たちの議会の中には船員法に労働時間と休憩時間の関係でできないんだと言い切りまして、冬ダイヤにということで始まったわけでありまして。今課長がおっしゃられました荷役作業とは何ら関係はなかったんですね。そのへんを内部の方でしっかりと協議をしましてからそういう検討は行ってください。

○議長(日高通君)

他に質疑ありませんか。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 8、議案第 85 号、平成 21 年度十島村船舶交通特別会計補正予算第 4 号についての件を採決します。

○議長(日高通君)

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 8、議案第 85 号、平成 21 年度十島村船舶交通特別会計補正予算第 4 号についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 9 議案第 86 号 平成 21 年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定）
補正予算第 2 号についての件

○議長(日高通君)

日程第 9、議案第 86 号、平成 21 年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定）補正予算第 2 号についての件を議題とします。

○議長(日高通君)

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第 86 号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、平成 21 年度十島村介護保険特別会計介護保険事業特別会計補正予算の第 2 号でございます。

2 ページの予算の総額でございますが、まず第 1 条で介護保険特別会計の歳入歳出予算それぞれ 7,632 千円を追加いたしまして、歳入歳出の総額は 95,565 千円と定めるということでお願いしております。それから、介護保険事業勘定の関係ですけれどもこれが 7,632 千円を追加いたしまして、総額が 93,661 千円ということでお願いをしてございます。まず、7 ページの歳入からご説明をいたします。補正予算の概要について申し上げますけれども、介護給付費の増加によるものが今回の補正予算の主なものでございます。

まず歳入では保険料で 1,504 千円を追加増額しておりまして、国庫負担金で 1,473 千円それから国庫補助金の調整交付金が、368 千円。支払基金の交付金これが 2,210 千円。それから県支出金で 920 千円。繰入金で、これ 8 ページです。繰入金で 924 千円を計上してございます。いずれも保険給付費にかかる法定分でございます。それから歳出でございますが、歳出ではまず保険給付費の介護サービスと諸費のうちの居宅介護サービス給付費で 2,400 千円を減額してございます。これはサービス利用者が減になっているものでありまして、施設サービスでは 6,972 千円の増額になっておりまして、これは施設利用者が 20 名に増えたことによる増加ということになります。

それから、介護予防費につきましては 1,550 千円の増加でこれに要支援 1・2 の利用者にかかるサービスで利用者の増加によるものがあります。介護住宅改修費で 90 千円の増加をしておりまして、住宅改修予定者が 2 名利用を見込んでおります。それから、介護予防サービス計画費では介護予防サービス費の利用にともない増加するものでありまして 100 千円の増額を見込んでおります。それから、10 ページの高額介護サービス費につきましては、在宅サービスや施設サービスにかかる在宅サービスそれから施設サービスにかかる 1 割の利用者負担額の合計が所得区分に応じた、上限額を超えた場合に超えた金額を高額介護サービスから支出するもので、626 千円を増額してございます。それから、特定入所者介護サービス費につきましては、429 千円の増であります。これは介護保健施設入所者の食費や居住費原則全額自己負担となっておりますが、所得の低い方については、所得に応じて負担限度額が定められておりまして、基準費用額とその額の差額、特定入所者介護サービス費として保険給付されるものであります。また、特定入所者介護サービス費の支給を受けることができるのは、利用者負担段階第 1 段階から第 3 段階の方々であります。この他、総務費で 65 千円を計上しておりますが、最初のところにありますけれども、特徴分の保険納付書および訪問調査表を購入するものでありまして、諸支出金で 30 千円計上しておりますものは、税の修正申告等にもとづく還付分でございます。説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

質疑ありませんか。

1 番、日高助廣君。

○1 番(日高助廣君)

予防サービスですね、このサービスの給付費のですね、内容等の説明願いたいことと、現在ですね、村内におきましてヘルパーを利用されている人数を教えて下さい。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

介護予防サービスの中身につきましては、要支援1・2それから介護1程度の方が在宅でサービスを受ける場合に、費用がかかるというものであります。それからヘルパーの利用につきましては、今、平島・中之島・悪石島・宝島のこの4島で利用されていると。4名になります。全島で。

○議長(日高通君)

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

ヘルパーの実際に動いている島が4島ということでありまして、実際にはヘルパーが必要な皆さんもまだいらっしやると思っております。ですからもう少しですね、ヘルパーのですね、活動をですね、もっと活発に行ってもらいたいと考えておりますけれども、現在あのヘルパーをとりまして、実際に動いている人数が減少しておりますけれども、そういうですね、特に高齢者の多い口之島とかですね、中之島あたりではまだ介護はもっと必要になってくると考えておりますので、ヘルパーのですね、活動促進をお願いを申し上げておきます。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

私どもはですね、介護のヘルパーを必要とするという方についてはお話しします。しておりますけども、サービスを利用する方々はですね、ヘルパーの対象者が少ないということでしょうか。あの人は嫌だ、この人は嫌だと、やっぱり家の中に入ってこられるのも嫌だというようなこともありますので、なかなかその人にあったヘルパーを探すということが難しいということになります。確保している我々が確保しているヘルパーの中からしか派遣できませんので、そのへんの何ていうかバランスといいますかね、それが非常に難しいところです。本人さんの好き嫌いもあるでしょうから。話はしているところです。

○議長(日高通君)

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

ヘルパーの人にもよるんですけども、人の好みがあつてですね、いろんなこう需要がだされてないんですけども、今後においてですねグループ訪問(聞き取れません)小規模のサービスを作る計画はないですか。構想はないですか。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

グループ訪問といいますと、介護保険法にひっかかってきますので、村でそれをつくるというのは法的に難しいと思いますので、村でできる単独でですね、できるようなものはないのかどうなのかということで検討しております。先般の座談会の折にも平島でしたかね。平島でもそういう話が出ましてモデル的にですね、やってみようかということを考えておりますし、来年度は宝では全体的に木曜日がその地域包括支援のサービスをやっているわけですけども、その日に診療所の住宅をですね、使つてですね、何かできないかと、いう看護師の申し出もありますので、それができるかどうなのかということでモデル的にそれもやってみようかと、考えているところです。法的に小規模多機能ということになるとできないと思います。介護保険法ではできないということ。単独で何か考えようかという話はしている。

○議長(日高通君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第9、議案第86号、平成21年度十島村介護保険特別会計(介護保険事業勘定)補正予算第2号についての件を採決します。

○議長(日高通君)

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 9、議案第 86 号、平成 21 年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定）補正予算第 2 号についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ △日程第 10 議案第 87 号 平成 21 年度十島村簡易水道特別会計補正予算第 4 号についての件

○議長(日高通君)

日程第 10、議案第 87 号、平成 21 年度十島村簡易水道特別会計補正予算第 4 号についての件を議題とします。

○議長(日高通君)

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第 87 号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、平成 21 年度十島村簡易水道特別会計補正予算第 4 号でございます。

まず、2 ページの予算の総額は 1,569 千円を補正追加いたしまして、歳入歳出予算の総額は 55,473 千円ということをお願いをしております。

歳入の関係は 7 ページでございます。まず歳入から申し上げますが、事業収入の使用料及び手数料で 62 千円を計上しております。これは、新規の開証による給水負担金でございます。それから、一般会計からの繰入金で 1,507 千円を計上しております。これにつきましては、維持管理費等にかかる光熱水費および備品購入費と単独改良費で、消火栓用配水管敷設工事の不足額を一般会計からの繰入でまかなうということをお願いをしております。

次に、8 ページの歳出でございますが、まず建設維持費で 9 千円の減額をしております。事務負担金の額の決定であります。それから維持管理費の光熱水費で 300 千円増額しておりますが、これは皆既日食のための準備等で一時的に電気使用料が増えたこと等によるものでございます。それから、備品購入費で 413,550 円を減額いたしております。これにつきましては、諏訪之瀬島・悪石島・小宝島のポンプ購入費の入札執行による不用額でございます。また諏訪之瀬島水道施設で入水層から淡水化施設の送水ポンプ故障により、189 千円を計上しております。それから、単独簡易水道施設で 1,581 千円を計上しております。これは、諏訪之瀬島の消火栓用の配水管の敷設の賃金工事材料を計上をしたものでございます。

以上で簡易水道特別会計補正予算第 4 号についての説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番、永田和彦君。

○2 番(永田和彦君)

この歳入の新規開証給水負担金、これはどういったものなのか説明をお願いします。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

新規に水道を引こうとする場合ですね、負担金が消費税を込めて 31,500 円。これ(聞き取れません)ですけども、必要となります。その申請があがろうとしているものを計上したものでございます。

○議長(日高通君)

2 番、永田和彦君。

○2 番(永田和彦君)

これは要するに新築とかそういうことで新たに設置ということで、理解でいいんですかね。過去にメーター設置をする際に、各家庭空き家等についても確か設置だけはしといたほうがいいですよということで、確か設置をしたと思うんですけど。例えば、その設置がされていない部分についてメーターを設置するとした場合にやはり同じようにこの金額がかかるのでしょうか。その点まで伺いたい。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

そのとおりでございます。この申請が上がって役場の方でメーターを、申請が上がった時点で役場の方からこのメーターを取り付けてくださいということで、メーターをやってあとのまた工事はですね、本館から(聞き取れません)によって引く場合は、全部その工事費そのものはその設置される方の(聞き取れません)新たにメーターの取り付け新規の分ですね。その金額です。

○議長(日高通君)

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 10、議案第 87 号、平成 21 年度十島村簡易水道特別会計補正予算第 4 号についての件を採決します。

○議長(日高通君)

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 10、議案第 87 号、平成 21 年度十島村簡易水道特別会計補正予算第 4 号についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(日高通君)

審議途中でありますけども、これより 10 分間休憩いたします。

2 時 25 分にお集まりください。

休憩

△ △日程第 11 議案第 88 号 平成 21 年度「フェリーとしま」定期検査工事及び一般工事請負契約の締結についての件
△

○議長(日高通君)

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

日程第 11、議案第 88 号、平成 21 年度「フェリーとしま」定期検査工事及び一般工事請負契約の締結に

ついでにこの件を議題とします。

○議長(日高通君)

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第 88 号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、平成 21 年度「フェリーとしま」定期検査工事及び一般工事請負契約の締結でございます。

まず工事名は、申し上げたとおりでございますが、工事の内容ですけれども船舶安全法の規定により実施する検査ということで、船体部の受検項目、船体、錨・錨鎖、救命設備、排水設備、閉鎖設備、燃料タンクそれから舵、消防設備、乾舷標、効力試験、航海用具、法定備品、荷役設備が後半部関係です。それから機関部等の受検項目として、主機関、各ポンプ、補助機関、油水分離器、補機関、冷却器、プロペラ軸関係、これが機関部の受検項目です。それから、一般工事として、塗装工事、荷役設備工事、航海計器工事、船底弁工事、各ポンプ類整備工事、バウスラスター工事、その他整備工事。それから、タンク内の工事、ランプウェイ工事、フィンスタビライザー工事、主機関整備工事、熱交換器工事、C P P 制御点検整備工事、プロペラ軸の受新替え、軸受け替え工事、それから揚錨機・係船工事、一般配管工事、その他一般工事、補機関整備工事、電気系統工事、主配電盤の点検整備工事等々となっております。

指名委員会を開催したのが、平成 21 年 11 月 10 日でございます、現場説明会を 21 年の 11 月 16 日に行っております。それから、入札日が平成 21 年 11 月 20 日、入札指名業者は、4 社でございます。島原ドック協業組合、鹿児島ドック鉄工株式会社、それから山川造船鉄工(株)、アイ・エイチ・アイ・マリンユナイテッド横浜工場。設計金額が 76,965 千円で、落札金額は 69,825 千円。このうち 3,325 千円が消費税でございます。落札業者は、鹿児島ドック鉄工株式会社で代表取締役 伊地知満雄と平成 21 年 11 月 26 日に仮契約をしております。工期は平成 22 年 2 月 4 日から平成 22 年 2 月 27 日 24 日間ということで、かねてのドックより若干日数が延びております。これは、プロペラ軸の軸受けを改善することになっておりまして、そういうものが工期に影響したとそういうふうにご理解いただきたいと思います。議案の方に、仕様書を添付してございますが、詳細につきましては、後半部の 297 項目それから事務部で 8 項目、機関部で 237 項目をあげてございます。このことにつきましては、詳細説明ができませんのでご参照いただきたいと思います。

説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5 番、平田傳義君。

○5 番(平田傳義君)

せっかく主幹がみえていますので細かいといいますが、この間の分については若干説明を受けておりますが、特に今回と違ういつもと違うのは、この前説明した分だと思うんですが、いつもとのドックとの違いが特にあったら、その他にあったら説明をお願いします。

○議長(日高通君)

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長(沖中猛則君)

例年の第 1 種中間検査と今回の定期検査と大幅な違いというのは、やはり 5 年に 1 回の定期検査ということで、いずれ解放するものが、検査の対象という形になるものが多いわけでありまして。それから、項目としてはその同じ項目はあがっていても検査対象で、例えば甲板部でまいりますと第 1 項目目の膨張式救命筏の場合もこれはボンベの交換が 14 本とか。これは製造後 10 年経過という形でのボンベ交換こういうもので、けっこう値段が上がってくるという形になります。それから、一般塗装工事についてはそう変わらないんですが、特にあのタンクの中でこれも継続検査という形でやっているんですが、今回はその F 4 タンクを受検するという形になっております。それから機関部につきましては、主機関、それから補機関係それからポンプ関係については、継続検査というこの手法がありまして 5 年に 1 回のローテーションで回ればよろしいですよという形で受検をしております。

特に大きな工事といたしましては、先ほど言ってますように軸換装、プロペラ軸受関係の換装というの

が、1番大きなものになってございます。一応今回のプロペラ軸につきましては、前回の議会でもご説明しましたように、プロペラ軸のスリーブいわゆる砲金製なんです、B C製で砲金されてるんですが、そこが本村の各港、特に、マイナス 5.5 ということで干潮時にあたる場合はそのプロペラが回ってますから当然そこに吸い込んで海底に堆積した、その珊瑚礁あるいは砂がですね。吸い込んで磨耗していくと。それが許容値を超えてきているということで今回両舷の軸を抜きまして、そのプロペラ軸のスリーブ部分を許容値まで最少削正いたします。いわゆる削るわけですね。そして、それに合った形で今度プロペラ軸を削るわけですから、当然軸受けの方をクリアランスが間隙ですね、隙間が大きくなりますから、当然その軸受けを交換するという形になってございます。これにつきましては、やはりあの本村の海域の特殊性ということで、あまり例がないような工事と思っていただいて結構だと思います。主に離島航路特にあの長崎方面で運航しているこれよりも若干早目に就航した「たいこう」とかですね、そういうものも片舷で交換していると。やはり各港の水深が影響しているという形でございます。以上です。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

あんまりあれなんですけどね。これは13、甲板部の。ちょっと見て。このことが、例の牛の搬入の時の問題がよくあるのが、今後の見通しとしていつまでも今のような状況でいいのか。直接ここには書いてないんだよ。ここにこうでてるもんだから。今やっているような話をまだ続けていくつもりなのか。また、何かそういう特別な方法ができるのか、牛の搬入のとき。じゃないのかと、そうなのかなと思うんだけど。いつまでもそういうようなやり方でいいのかなと思うから。何か方法があるのかこの際聞かせてください。

○議長(日高通君)

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長(沖中猛則君)

平田議員が言われたのは、アイディンティナンバー9番の215の牛糞用配水管のことですよ。これは、ストーム弁といいまして、逆流弁のストーム弁となってます、そこを開放してスムーズに流れるようにということでございます。ですから、現在も大幅な改善というのはちょっとできかねている。済んだ後の海水をすべて処理をするという形になりますから、タンクの中に溜められませんから、とうぜん汚物粉碎装置を通さないといけない。それだけのキャパがありませんので、新たにそれをつけるということは、非常に難しいという形になっております。ですから、そのへんがちょっとまだ未解決という形です。

○議長(日高通君)

ほかに質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

今回定期検査の入渠期間が3週間を超えるんですかね。なるということで、この間ちょうどななしまの方も工事のために不在になると。そういった中で、そういった緊急時に対応する部分を前もってもらってまた考えておいていただきたいし、過去にもこの期間だったのかちよとはっきり覚えてませんが、それ以外だったのかなと思うのですが、例えば診療所等での薬剤の不足等によって他島からの取り寄せとかそういったこともあったように思ってます。ななしまを利用してですね。そういった部分でやはりこれは、この案件につきましては、航路のフェリーとしまの案件ですが、うまくまた住民課の方等もそれ以外の各課いろんな唯一の足とし、それからそれを補足するななしまですが、同時に本村から対応できないということで、うまくそこらは行政内部でもまた調整をしていただいて、住民生活に影響のないようにしていただきたいとそのように思います。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

今回の場合は、備船みしまになると思うんですけれども、1航海増やして3航海はしてもらおうということにしておりますし、最悪の場合そういう住民生活に支障をきたすようなものがあれば、それはまた考慮して万全を期すべく努力をしないといけないというふうに思っております。ですから、住民生活に支障をきたすようなことはやっぱりしてはいけないと思っておりますので、何らかの方法でそれは改善したいと思います。

○議長(日高通君)

ほかに質疑ありませんか。

4 番、平泉二太君。

○4 番(平泉二太君)

今 2 番議員の方が言われたように、例えば十島村では海上タクシーの免許を持っている方々が各島ほとんどいると思いますので、事が起きてから連絡するのではなくてその前に連絡を入れてて、例えばこういうことがあった場合にはこの船は使わせてもらえないかという相談を持ちかけておくのも 1 つの手じゃないかと思うんですけど。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

ご指摘のとおりだと思いますので、そのへんは十分配慮しておきたいと思います。

○議長(日高通君)

他に質疑ありませんか。

1 番、日高助廣君。

○1 番(日高助廣君)

272、3 番にですね、床面のですね、床面の張替えが載っておりますけれども。面積的に非常にこう小さいんですけれども、受付の前のところが非常に汚れてるんですよ。あのへんもできたらついでですからね、張り替えてもらった方がいいんじゃないかなと思うんですけどもね。どうですか。

○議長(日高通君)

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長(沖中猛則君)

一応甲板部の 272、273 は船橋の床面と客室床面。これはレストランの入口が若干剥がれてきておりますので、そこを切り取って最小限に切り取って貼り付けるという形をとっております。また、日高議員がおっしゃるのは案内所前のところが非常に汚れていると。あれは確かにワックスが取れてそれが中に、洗浄を 1 年に 1 回させてるんですけども、中に入って前の分がちょっと取れないというのが現実です。そこを張り替えとなると結構ボリュームが出てきますので、ちょっと今のところなかなか案内所の前の色が変わったところがございますよね。あそこは一応剥がれてきて取り替えてますので、部分補修補修で、ちょっとモザイク模様になってくる可能性ありますので、そのへんもちょっと考慮して全面張替えっていう形にしないとちょっと見苦しくなると。また片面なのかっていうのはそのへんはちょっと考慮させていただきたいと。この中で今回どの程度のものまでになるのか。あまり汚れの酷いところを切り取りして、金額的にどの程度になるのかというのは入渠中に、今回入渠期間がちょっと長うございますので、若干考慮して考えて内部で検討したいと思います。

○議長(日高通君)

1 番、日高助廣君。

○1 番(日高助廣君)

案内書の前はですね、第一印象の場所ですから。十島のですね。やっぱり綺麗にですね、した方がいいかなと思っております。それともう 1 件、身障者のトイレの件、花の置場を、前からお願いをいたしておりましたけれども、今回どのように対処するのか。

○議長(日高通君)

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長(沖中猛則君)

これにつきましては、294 番。ナンバーの 19 番ですね。上甲板の乗客用男性洗面所の汚物流しの撤去後修正、そこに現在のものを移設しようというふうに考えております。身障者に置いてる花立てですね、あれを置こうかなというふうに考えてございます。以上です。男性用だけに置きます。女性はちょっといろいろありますので。そして、汚物流しですから、各フロア 1 つあるんですけどもそれは必要ですので、女性はそのままです。それとやはり、現在お花については、本来厳格に適用すれば手荷物という扱いになるのですが、現実的にはそこは難しいのかなと思ってございます。そこはご利用者の皆様のご理解を得ながらですね、一応皆さんのいろんなそのむやみやたらに置いていただかないような形で、ご協力願いたいと

このように考えております。

○議長(日高通君)

1 番、日高助廣君。

○1 番(日高助廣君)

もう 1 点だけですね、島とかですね、鹿児島港に入るときに音楽が流れておりますね。十島の歌の案内が入ったですね。あれのすごく音響が非常に悪いんですよ。何かこうもう少し分かりやすいような、はっきりこう。ちょっと音響悪いですね。

○議長(日高通君)

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長(沖中猛則君)

これは多分ですね、各船外に出ている配線の劣化も考えられるんですが、多少接点が悪くなってきて若干雑音が入っていると思うんですが、それについてはいわゆる症状的にどこがどうであるかというのを、見極めてから張替えなのか、それとあと配線の張り替えとなると大工事になります。というのは、天上から何から全部剥がして、その付帯工事が非常に大きくなりますので、そのへんはちょっとまた先ほどのトイレじゃないですけど金額的にどの程度になるのか、入ってそれが特定できるかですね、雑音の発生する箇所が特定できるかどうかということとはちょっと考えたいと思います。それによって工事費がどの程度になるのか、確かにこの場合については、ある程度雑音が入っても補助航路という性質上現状維持という形がある程度盛んに言われております。いわゆる経費削減ということですね。言いかえれば。そのへんもございますので、あまり大きな工事となればちょっと二の足を踏みますけど。そのへん少しずつですね、どこか特定してそこが少量ですむようならば、そこで直していきたいと思います。ノイズの修正ですね、は考えたいと思います。

○議長 (日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 11、議案第 88 号、平成 21 年度「フェリーとしま」定期検査工事及び一般工事請負契約の締結についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第 11、議案第 88 号、平成 21 年度「フェリーとしま」定期検査工事及び一般工事請負契約の締結についての件は、原案の通り可決することに決定いたしました。

△日程第 12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(日高通君)

日程第 12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△閉会宣告

○議長(日高通君)

これで、本日の日程は、全て終了しました。

会議を閉じます。

平成21年 第4回(12月)十島村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。